

品川区子ども読書活動推進計画

(令和2年度～6年度)



品川区教育委員会

令和2年3月

はじめに

乳児期の絵本の読み聞かせは、読み手との大切なふれあいの時間となります。本を通して、いろいろな世界に出会い、驚きや感動、悲しみや楽しさなど様々な気持ちを体験することができます。絵本から物語、知識本へと、成長とともに、その世界を豊かに広げていきます。読書は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

近年、インターネットやスマートフォン等の普及は著しく、社会には情報があふれています。子どもたちの生活の時間もメディアにより、変化してきています。多くの情報が手に入れられる中、その情報の正当性を見抜く力や情報の適切な伝達が難しい時代ともなっています。

品川区では、平成17年3月に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。平成27年3月に「品川区長期基本計画」の改訂にあわせ、改訂版を策定し、家庭・地域・学校・図書館における読書活動推進の実現に取り組んでまいりました。

令和2年3月に現在の計画期間が終了いたしますので、新たに「品川区子ども読書活動推進計画」を策定いたします。

新たな推進計画では、読書離れが顕著なティーンズ世代に重点を置き、本などを活用して情報を正しく捉え主体的に思考、行動するまでの成長を見守り支援することを目指します。あわせて、乳幼児から小学生までの読書推進につきましても、さらに深める施策を展開してまいります。

品川区では、品川区基本構想が掲げる「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現をめざし、未来を担う子どもたちの自主的な読書活動の推進に取り組んでいきます。

令和2年3月
品川区教育委員会

目 次

第1章 計画策定について	1
第一 品川区子ども読書活動推進計画について	1
第二 子ども読書活動の背景	4
第2章 子ども読書活動の現状	6
第一 品川区の取り組み	6
第二 子どもや家庭の読書活動の実態	11
第三 計画策定の背景(まとめ)	16
第四 計画策定にあたっての視点	17
第3章 計画の目標と施策体系	18
第一 計画の目標	18
第二 計画の体系	22
第4章 計画推進のための施策	24
施策1 本に触れ、言葉・物語・自然等への関心を高める(乳幼児期)	24
施策2 本に親しみ、知るための基礎を形成する(小学生段階)	26
施策3 本等を自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む(中学生段階)	28
施策4 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う(高校生世代・大学生世代)	30
資料編	33
第一 区民参画機会	33
第二 関連法令等	50
第三 策定過程	58

第1章 計画策定について

第一 品川区子ども読書活動推進計画について

1 策定の背景

品川区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年施行)に基づき、平成17年度に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定して以来、10年以上、子どもの読書環境を整え、また読書機会をつくることを通じて、子どもの読書活動を活発にするための取り組みを続けてきました¹。

子どもの読書活動の促進は、はじめて絵本に出会う乳幼児期に始まり、成長とともに活動内容を変化させながら表現力や想像力等を育み、人生を深く生きる力を身につけるに至るプロセスです。品川区では、区が独自に取り組む幼保小連携ならびに義務教育段階9年間の一貫教育を背景として、乳幼児期から小・中学生、さらには高校生世代に至るまで、切れ目なく本を読み続けることを目指してきました²。そして、区立図書館での取り組みや学校図書館の充実と利活用の促進、さらには地域における区民団体やボランティアの活躍を通じて、特に乳幼児期から小学生段階における読書活動は活発になってきています。

一方、ティーンズ(中学生段階と高校生世代)については、取り組みを進めてきたものの未だ十分ではありません。ティーンズは、全国的にも読書離れが懸念されています。また、近年のスマートフォンの普及とともに情報との接し方という新たなテーマにも取り組まれるべき世代でもあります。

これまでの取り組みを継続・発展させながら、ティーンズ、さらには大学生世代にもアプローチし、乳幼児期から大学生世代に至るまで切れ目のない読書活動を展開し、これから知識社会を生きる力を育むため、ここに「品川区子ども読書活動推進計画」を策定します。

¹ 本計画では、本を読むことを「読書」と表記し、事典・図鑑等での調べごとやインターネット利用を含む場合に「読書活動」と表記します。

² 品川区では、平成18年度よりすべての区立学校において義務教育9年間を一貫した系統的・継続的な教育活動を行っています。そのため、区立学校の児童・生徒に対しては小学生、中学生という呼称は用いていませんが、本計画は私立学校に通う区民も対象としていることから、小学生(段階)、中学生(段階)と表記しています。ただし、区立学校の児童・生徒については、1~6年生、7・8・9年生等の表記をしています。また適宜、「小学校・義務教育学校(前期課程)」、「中学校・義務教育学校(後期課程)」という表記も用います。

2 本計画の目的 一 実現したい子どもの育ちのあり方

実現したい子どもの育ちのあり方 本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ

子どもは、成長とともに様々な本に出会うなかで、言葉を覚え、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしていきます。また、一冊の本を読み終えることが自分に対する自信にもなるとともに、さらなる読書に展開することで興味・関心を広げていきます。このような経験が、人生を豊かに生きる力へつながることから、これまで子どもの読書活動の促進にあたっては読書習慣の形成を目指してきました。

このことを踏まえ、本計画においては引き続き読書習慣の形成を目標としますが、さらに深く、その基礎となる本を読むことに対する前向きな姿勢を育むことを目指します。そして、本をはじめとする様々なメディアを通じて知ろうとする姿勢へと発展させていきます。

そして、本計画ではさらに、**子どもたちが将来的に「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」ことを目指します。**

社会は加速度的に変化し続け、ますます複雑で予測困難な状況となっています。このような時代・社会においては、変化に柔軟に、かつ主体的にかかり、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」に子どもたちが育つことが期待されます³。そして、読書活動を通じて育むことのできる、「創り手」としての資質・能力は、本等を活用して自ら知ろうとする姿勢であり、それに裏打ちされた「知る」ためのスキルです。

図書館や書店は身近にあり、インターネットにも容易にアクセスすることができます。「よりよい社会と幸福な人生の創り手」になるには、このような豊かな情報環境を活かし、各々が置かれた状況に応じて必要な知識・情報を得ようとする姿勢を持ち、かつ実際に知識・情報を精査しながら活用する力が必要です。さらに、それらを知識・情報を状況に適応させ、社会における自らの判断や行動の支えとし、主体的に人や社会にかかわろうとする姿勢も大切です。

あらゆる子どもが、知ろうとする姿勢と「知る」ためのスキルという両輪を手にし、本や事典・図鑑、インターネット・SNS等の情報メディアを活用し、自ら主体的に思考し、行動できるようになること—これがこそが、これからの中学生において人生を豊かに生きる力です。そのような育ちの実現を目指して、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定します⁴。

³ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)

⁴ SNSはインターネット上のサービスであることから、本来、インターネットに包含されます。ただ、子どもの利用実態や普及の程度を鑑み、本計画ではインターネット・SNSと併記する場合があります。

3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。

4 計画の対象

本計画でいう「子ども」は0歳から18歳までを対象とします。ただし、自立と社会参画のつなぎ目である大学生世代も、施策の対象として、また読書活動の推進の担い手として捉えます。

5 本計画の推進主体

本計画は品川区立図書館を中心として、学校および学校図書館と協力しながら推進していくものです。さらに、子ども関連施設や区内で子どもの読書活動にまつわる団体等とも連携を図り、広く子どもたちにアプローチします。

また、子どもの読書活動は家庭でこそ推進することが期待されるものであり、家庭も推進主体になるとともに、区立図書館ではそのための支援を行います。

第二 子ども読書活動の背景

1 国の動向

子どもの読書活動の推進のための計画

平成13年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。同法では、読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と捉え、国ならびに地方公共団体に対して子どもを対象とした読書活動を行うことを求めています。

国においては、平成14年に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)」が策定され、家庭、地域、学校における施策が示されました。その後、5年ごとに改定され、平成30年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」(以下「第四次計画」という。)が策定されています。

同計画では、策定された平成14年当時から、1か月間に一冊も本を読まない子どもがいることが課題として捉えられてきました⁵。約15年の取り組みを通じて、小・中学生においてはそのような子どもは減少してきたものの、高校生世代は依然として本を読まない子どもが少なくない状況であり、「第四次計画」においても引き続き課題として位置づけられています。それを踏まえ、発達段階に応じた取り組みによって読書習慣を形成すること、そして友人同士で行う活動等を通じて読書への関心を高めることにポイントを置いて、施策がまとめられています。

学校図書館法の改定と学校司書の配置

平成26年に学校図書館法が一部改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書を置くことが努力義務として明記されました。そして、平成28年には有識者会議によって「これからの中学校図書館の整備充実について(報告)」がまとめられ、学校図書館の運営にかかる基本的な視点や学校司書の資格・養成等のあり方が示されました。その報告を踏まえて文部科学省では「学校図書館ガイドライン」および「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されています。

「学校図書館ガイドライン」では、これまでの学校図書館に対する政策を踏まえ、学校図書館を次の3つの機能を有していると整理されています。

- 読書センター 児童・生徒の読書活動や児童・生徒への読書指導の場
- 学習センター 児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする機能
- 情報センター 児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能

⁵ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社実施)の調査結果に基づき、小学5年生～高校3年生の1か月間における読書状況を参照しています。同調査における「本」は、マンガ、雑誌、教科書は含まれていません。

新しい学習指導要領への段階的移行

令和2年度より、段階的に新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・義務教育学校、高等学校において開始されます。新しい幼稚園教育要領はすでに実施に移されており、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同様です。

新しい学習指導要領では、これから社会を「生きる力」を身につけるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、さらに「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育んでいくことが目指されています。この3つの観点に基づいて各教科の目的が整理されているなか、読解力の低下、ならびに情報化の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられています。

品川区では、学習指導要領の改訂に伴い、独自に品川区立学校教育要領を策定しています。

読書バリアフリー法の施行

令和元年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。同法では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障害の有無にかかわらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることを求めています。

点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デイジー図書や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等の「電子的にアクセシブルな図書」を、視覚障害者等の需要を踏まえて提供することを求めています⁶。

2 東京都の動向

第三次東京都子供読書活動推進計画

東京都では、国の政策動向を踏まえて、平成15年には第一次東京都子供読書活動推進計画が策定されています。その後、6年ごとに改定され、平成27年には第三次東京都子供読書活動推進計画が策定されています。

同計画では、1か月間に一冊も本を読まない子どもを少なくすること、読書の質を向上、読書環境の整備という3つの基本方針が掲げられています。このうち読書の質については、東京都が独自に定義した言葉であり、読む本の質と読書に主体的にかかわる態度の2つの側面があります。

読む本の質については、子どもの状況に応じた適切な本を伝え、様々な本と親しめる子どもに育つことが目指されています。一方、読書に主体的にかかわる態度については、「感じる」、「目的を持つ」、「考えを深める」、「伝える」という4つの行為から形成されており、読書を楽しむという段階から、本を通じて考え、さらに本から学び、生活や学習に活かすことに至ることが目指されています。

⁶ デイジー(DAISY)図書とは、視覚障害者等、読むことが困難な人々に有効な、デジタル録音図書の国際標準規格。Digital Accessible Information Systemの略で「アクセシブルな情報システム」と訳されています。

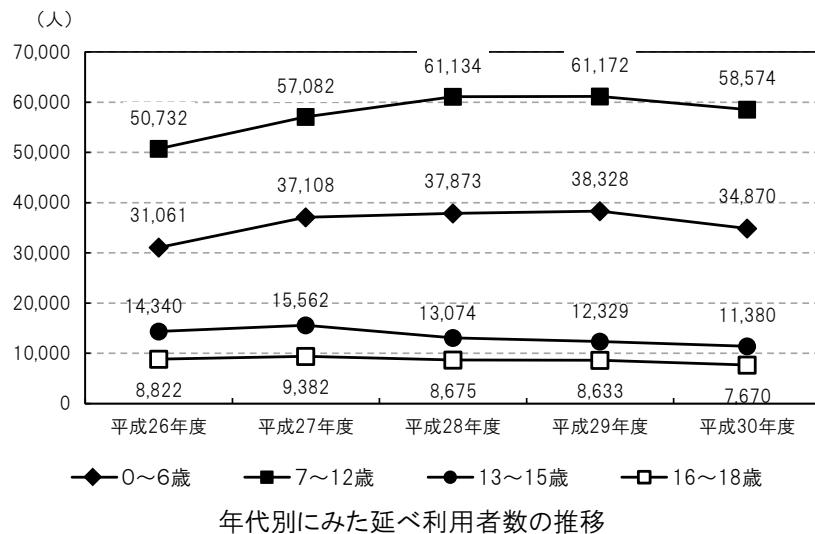
第2章 子ども読書活動の現状

第一 品川区の取り組み

1 区立図書館での取り組み

子どもの図書館利用

区立図書館の子どもの利用状況をみると、延べ利用者数でみると、0～12歳の子どもでは平成26年度に比べて増えているものの、13～18歳の子どもは顕著な変化がみられません。



出典：品川区立図書館事業年報

区立図書館での子ども向け事業

各館において定例のおはなし会を実施しており、平成30年度には685回開催し、10,560人の子どもが参加しています。平成27年度より実施回数を増やしたことから、参加者数も増加しています。

また、オリンピック・パラリンピック開催に向け、子どもが身近に外国語や文化に触れられる場をつくり、グローバルな人材育成を支援することも目的としてグローバルおはなしルームや英語でのおはなし会も行っています⁷。

その他、保護者に向けた事業として、「イクメン読み聞かせ講座」を実施し、家庭での読書活動の促進につなげています⁸。

年度	参加者数	回数	平均
平成26年度	8,351人	549回	16人
平成27年度	10,089人	613回	17人
平成28年度	11,588人	652回	18人
平成29年度	10,661人	643回	17人
平成30年度	10,560人	685回	16人

定例おはなし会開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

年度	参加者数	回数
平成27年度	220人	2回
平成28年度	237人	4回
平成29年度	321人	8回
平成30年度	309人	7回

グローバルおはなしルーム開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

⁷ グローバルおはなしルームは、外国人等のネイティブによる英語の絵本の読み聞かせや外国絵本の展示などを行っている行事です。

⁸ イクメン読み聞かせ講座は、子どもに絵本を読み聞かせてあげたいと思うお父さんやおじいさんを対象とした読み聞かせ講座です。

乳幼児啓発事業

平成20年度より区立図書館と児童課・保健所と連携し、ブックスタート事業を実施してきました。平成28年度からは、乳幼児啓発事業「はじめてのえほん よんで よんで よんで」という事業に変更し、乳幼児期より本の楽しさを知ってもらうことを目的として、4か月児健康診査の際に受診者に引換券を配布し、区立図書館でオリジナル手提げ袋に入った絵本と啓発リーフレットに引き換えています。

情報発信事業

区立図書館による本に関する情報発信事業として、0～6歳の子どもを対象とした読み聞かせにおすすめ本のリスト「ねえ、この本よんで！」を毎月発行しています。毎月テーマを決めて絵本を10点掲載し、「毎月23日は、しながわ親子読書の日」のPRも行っています。

なお、後述するアンケート調査では、1～4年生の保護者のうち68.9%が「ねえ、この本よんで！」を知っており、実際に子どもの本を選ぶ際に活用するという保護者は15.3%でした。

また、0～2歳向けと3歳～5歳向きのブックリスト「おひざのうえで」を発行しています。秋の読書週間には、前年に発行された本の中から図書館職員が選んだおすすめのリスト「よんでみたいな！」、「Let's Read！」を対象年齢別に発行しています。



「ねえ、この本よんで！」

児童センター等との共催事業

区立図書館では、児童センターとの共催で、乳幼児向けの絵本の選び方や読み聞かせのポイントを紹介する絵本講座や、人形劇、歌遊び等を開催しています。

図書館を利用しない家庭も、児童センターは利用しており、本に触れる機会となっています。最近では、近隣保育園も参加するなど、毎年多くの子どもが参加しています。

その他、各地域図書館においても、近隣の学校やその他施設との連携・共催事業を行っています。

年度	絵本講座	人形劇	歌遊び	参加者数
平成26年度	4回	6回	2回	1,100人
平成27年度	4回	6回	4回	1,116人
平成28年度	4回	6回	4回	1,114人
平成29年度	8回	4回	4回	1,445人
平成30年度	8回	3回	4回	881人

児童センター共催事業開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

来館・訪問サービス

保育園・幼稚園・幼保一体施設や小学校・義務教育学校(前期課程)、児童センターから区立図書館への訪問を受け入れる来館サービスや、区立図書館の職員が出張する訪問サービスも実施しています。訪問サービス・来館サービスともに、年々要望が増えてきています。

入院する子どもに図書館サービスを提供することを目的として病院を訪れることがあります。また、区内学校からの依頼により職場体験や図書館見学等を受け入れています。

保育園・ 幼稚園・ 幼保一体施設	小学校・義務教育学校 (前期課程)		児童 センター
	図書館 見学	ブックトーク・ おはなし会等	
平成26 年度	16回	29回	0回
	404人	611人	0人
平成27 年度	30回	34回	0回
	583人	798人	0人
平成28 年度	102回	30回	0回
	2,055人	703人	0人
平成29 年度	186回	30回	2回
	3,866人	746人	124人
平成30 年度	130回	24回	4回
	2,775人	590人	73人
平成30 年度	130回	24回	5回
	2,775人	590人	117人

来館サービス開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

保育園・ 幼稚園・ 幼保一体施設	小学校・義務教育学校 (前期課程)		児童 センター	病院サービス
	ブックトーク・おはなし会			
平成26 年度	7回	14回	7回	24回
	436人	369人		182人
平成27 年度	11回	26回	23回	23回
	479人	728人	231人	142人
平成28 年度	19回	29回	30回	18回
	817人	702人	1,100人	130人
平成29 年度	62回	33回	51回	23回
	2,606人	1,113人	1,711人	177人
平成30 年度	129回	41回	32人	23回
	4,336人	1,088人	845人	196人

訪問サービス開催実績

出典：品川区立図書館事業年報

2 学校等での取り組み

学校図書館の利用状況

平成30年度における小学校・義務教育学校(前期課程)における学校図書館利用時限数は合計10,064回、中学校・義務教育学校(後期課程)では合計1,664回でした。小学校・義務教育学校(前期課程)においては、毎月各学級1回以上利用している水準ですが、中学校・義務教育学校(後期課程)ではその水準は満たしていません。

小学校・義務教育学校(前期課程)では図書の時間での利用が9,392件で、利用時限数のほとんどを占めています。そのほか、国語科で309回、社会科で65回、理科で29回です。中学校・義務教育学校(後期課程)でも図書の時間の利用が751回と多いですが、国語科での利用も577回と多くなっています。その他、社会科での利用が37回となっています。

中学校・義務教育学校(後期課程)での学校図書館利用時限数の減少は、図書の時間が減ることが原因と考えられます。ただ、授業用資料を学校図書館で収集した回数は、小学校・義務教育学校(前期課程)で1,662回(学級平均3.2回)であるのに対して、中学校・義務教育学校(後期課程)では235回(学級平均1.5回)と少なくなっており、授業での学校図書館活用についても改善の余地はあるといえます。

	教科利用時限	図書の時間	国語科	社会科	算数／数学	理科	その他	授業用資料収集回数	読み聞かせ回数	ブックトーク回数
小学校・義務教育学校(前期課程)	10,064	9,392	309	65	7	29	262	1,662 (3.2)	5,867 (11.2)	1,340 (2.5)
中学校・義務教育学校(後期課程)	1,664	751	577	37	6	12	281	235 (1.5)	541 (3.4)	205 (1.3)

学校図書館利用実績(平成30年度)

学校図書館月間作業報告(平成30年度)より

※授業用資料収集回数、読み聞かせ回数、ブックトーク回数の()内の数字は学級平均の回数です。

※平成30年度の小学校・義務教育学校(前期課程)のクラス数(特別支援学級含む)は526学級です。中学校・義務教育学校(後期課程)のクラス数(特別支援学級含む)は160学級です。

※学校図書館月間作業報告とは、学校図書館運営支援スタッフが従事している年間735時間についての月別報告です。

学校での読書活動

学校においても読み聞かせやブックトークを行っています。平成30年度には、小学校・義務教育学校(前期課程)で読み聞かせは5,867回、ブックトークは1,340回行われており、それぞれの学級平均は11.2回、2.5回でした。中学校・義務教育学校(後期課程)においては、読み聞かせが541回、ブックトークが205回行われており、学級平均は3.4回、1.3回でした⁹。

その他、児童・生徒に学校図書館の利用を促すため、資料面・環境面での様々な取り組みが行われているほか、教室に学校図書館資料を配架することで本を手に取りやすくするアウトリーチ型の取り組みや、区立図書館と連携した来館促進の取り組みも行われています。

学校図書館の運営体制

学校図書館法の改正を踏まえ、外部事業者に委託するかたちで、すべての区立学校に学校図書館運営支援スタッフを配置しています。運営支援スタッフの業務内容は、資料収集のほか、学校におけるレファレンス、ブックトーク、授業支援等多岐にわたる業務を行っています。

学校図書館運営支援スタッフにくわえて、学校図書館ボランティアも学校単位で募集しています¹⁰。品川区立図書館においては、学校から要請に応じて、ボランティア実務講座の開催や講師の派遣を行い、ボランティア活動の質の向上を図っています。

⁹ ブックトークとは、あるテーマに沿って複数の本を紹介し、読書意欲を高めるための取り組みです。

¹⁰ 学校図書館ボランティアとは、各学校で募集している学校図書館の仕事をするボランティアのことです。

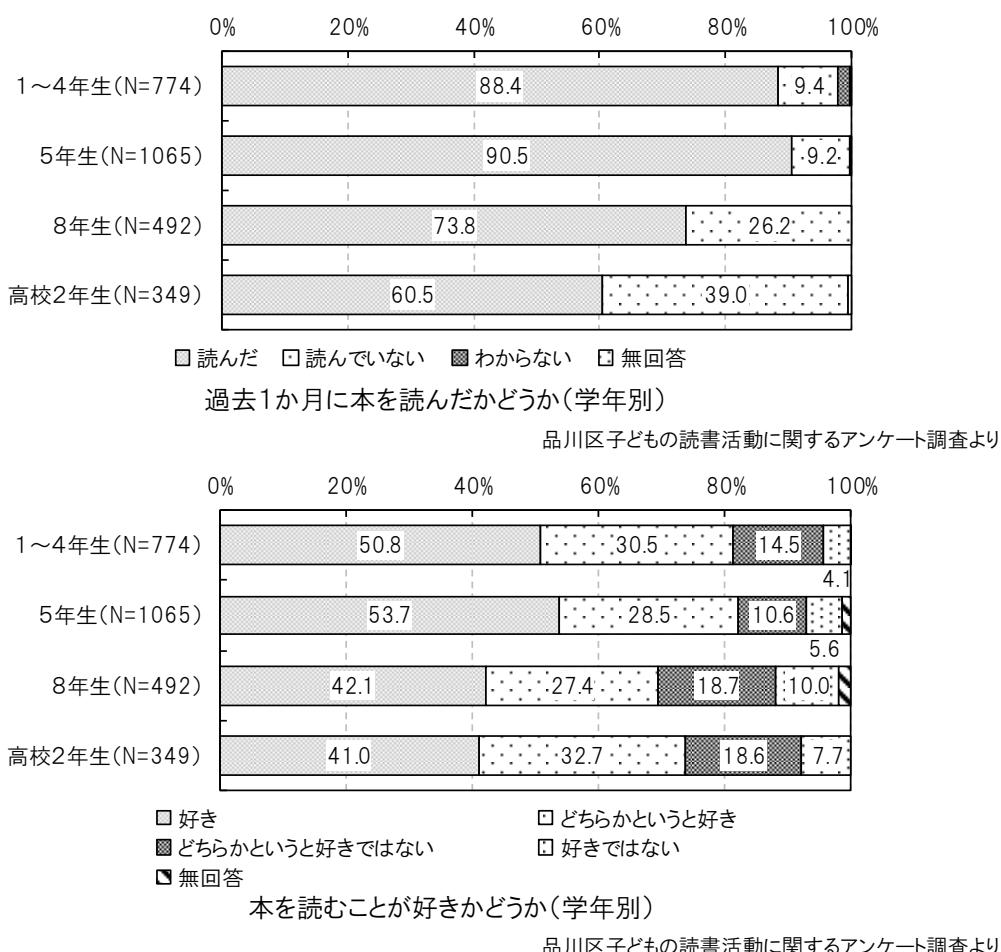
第二 子どもや家庭の読書活動の実態

1 子どもの読書実態

年代別の読書状況

計画策定のために実施したアンケート調査では、過去1か月に本を読んだ子どもは、1～4年生で88.4%、5年生で90.5%、8年生で73.8%、高校2年生で60.5%です¹¹。小学校高学年以降は全国の傾向と同じく、学年が上がるにつれて本を読む子どもは少なくなります¹²。

一方、本を読むことが好きだという子どもは、1～4年生で81.3%、5年生で82.2%、8年生で69.5%、高校2年生で73.7%であり、学年が上がるにつれて減少しているものの、実際に本を読んだ子どもの割合ほどは減少しておらず、また高校2年生では好きな子どもの方が多くなっています。



¹¹ 本計画を策定するにあたり、以下の6つのアンケート調査を行いました。

調査ア 1～4年生向け調査(対象:区在住の1～4年生の子どもの保護者1,500人、回収率51.6%)

調査イ 5年生・8年生向け調査(対象:区立学校に通う5年生・8年生の子ども、回収率100%)

調査ウ 高校2年生相当の子ども向け調査(対象:区在住の高校2年生相当の子ども1,500人、回収率23.2%)

調査エ 子ども関係施設向け調査(対象:幼稚園、保育園、すまいるスクール、児童センター、回収率87.6%)

調査オ 図書館以外の施設等利用者向け調査(対象:図書館以外の区立施設を利用する人等、回収数873件)

調査カ 品川区職員向け調査(対象:品川区職員、回収数2,517件)

調査ウには学生ではない子どもも含まれますが、本計画では「高校2年生」と表記します。

¹² ここでいう「本」には、国の計画と同じく、マンガ、雑誌、教科書は含まれません。なお、マンガを読んだ子どもは、5年生で68.1%、8年生で55.8%、高校2年生で51.8%であり、本を読んでいる子どもの割合の方が多く、かつマンガを読んでいる子どもの多くは本も読んでいることが分かりました。

本を読まない理由

本を読まない理由については、5年生・8年生・高校2年生の調査では、忙しさや別のことをしているなどの時間的な理由が多いほか、普段から読書をしないという子どもも8年生・高校2年生では1割半ばいました。

また、本を読むことが苦手だから読書をしないという子どもは、5年生で4.0%、8年生で14.6%、高校2年生で16.9%です。割合としては1割前後ですが、読解力が課題として提起されていることを踏まえると着目する必要があります。

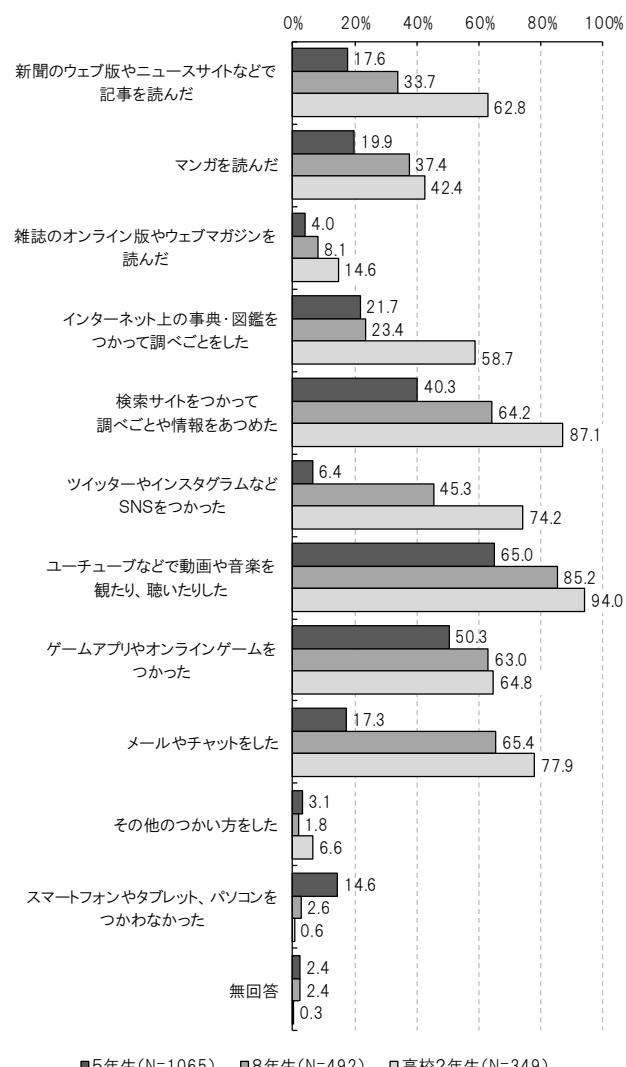
また、区内の中高生、大学生を対象としたワークショップにおいて、本を読むようになるきっかけについて考えたところ、好きな映画やマンガなどの幅広いメディアから本に導入することや、自分が好きなテーマやジャンルの本を個別にすすめることなどが挙げられました。

インターネット等の利用状況

過去1か月にスマートフォンやタブレット端末、パソコンを使ってインターネット等を利用した子どもは、5年生で83.0%、8年生で95.0%、高校2年生で99.1%です。

具体的な利用内容をみると、いずれの学年も動画や音楽の視聴、ゲーム利用が多いですが、学年が上がるにつれて、新聞記事の購読や検索サイトの利用、インターネット上の事典・図鑑の利用が増加します。特に検索サイトの利用は、高校2年生では87.1%となっています。

本を読んでいる子どもや読書が好きな子どもは、そうでない子どもに比べて、調べごとの利用や新聞購読が多い傾向がみられました。



インターネット等の利用状況(学年別)

品川区子どもの読書活動に関するアンケート調査より

調べるときに利用するメディア

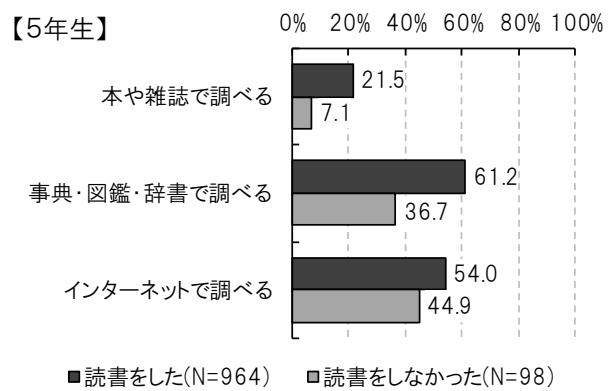
何かを調べる際に事典・図鑑を活用するという子どもは、5年生で59.0%、8年生で29.9%、高校2年生で29.5%と減少します。一方、インターネットを利用して調べごとをする子どもは、5年生で53.1%、8年生で86.4%、高校2年生で96.8%と増加します。

実際の利用も同様であり、紙の事典・図鑑の利用は学年が上がるにつれて減少するのに対して、インターネットの検索サイトの利用は増加します。さらに、インターネット上の事典・図鑑の利用については、5・8年生では2割台であるのに対して、高校2年生になると約6割に増加します。

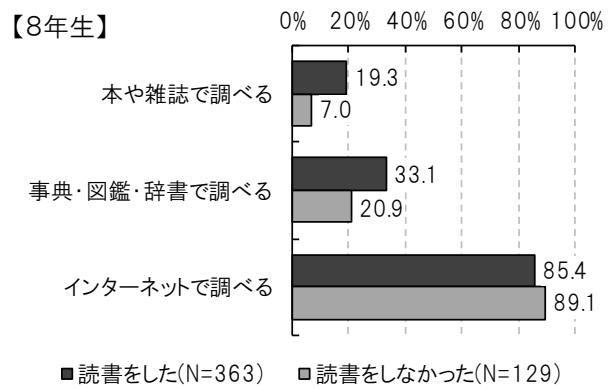
右のグラフでは特に過去1か月に本を読んだ子どもや本を読むことが好きな子どもは、そうでない子どもに比べて、調べるときに事典・図鑑を利用する傾向があるほか、複数のメディアを選択している傾向もみられました。また、実際のインターネット利用においても、過去1か月に本を読んだ子どもや本を読むことが好きな子どもの方が、オンラインの事典・図鑑を多く利用する傾向もみられました。

これらのことから、インターネットを調べごとに利用することと、本を読むことや読書が好きだということが関係していると考えられます。

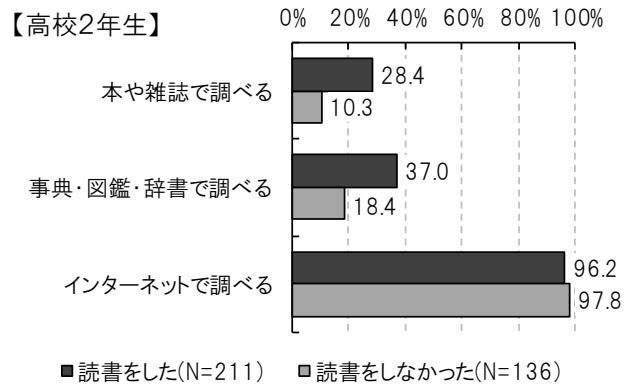
【5年生】



【8年生】



【高校2年生】



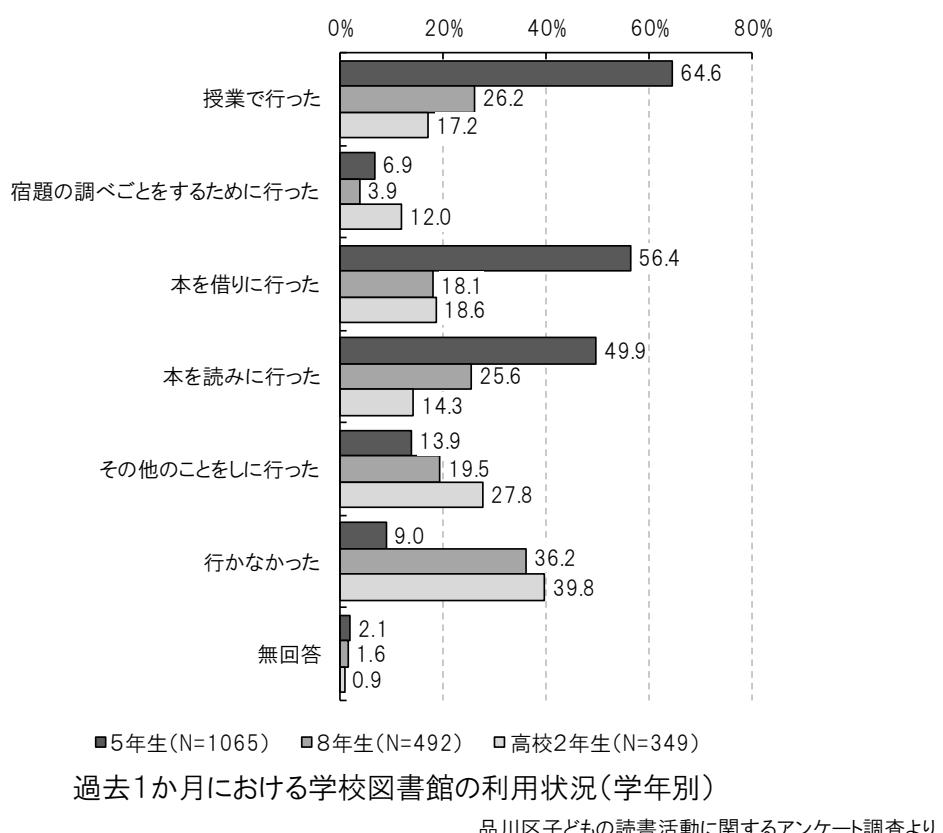
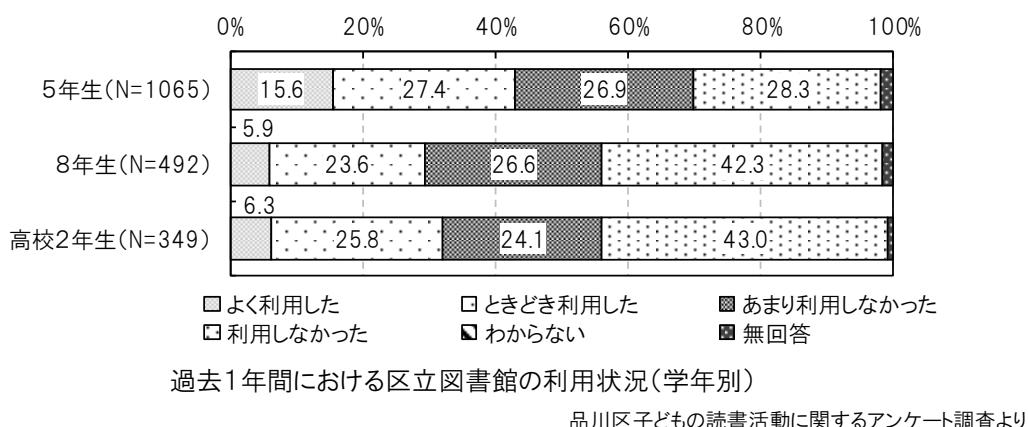
調べるときに利用するメディア(学年別)

品川区子どもの読書活動に関するアンケート調査より

2 読書環境の利用状況

過去1年間に区立図書館を利用した子どもは、5年生で43.0%、8年生では29.5%、高校2年生では32.1%です。一方、学校図書館を過去1か月に利用した子どもは、それぞれ88.9%、62.2%、59.3%であり、いずれの学年においても学校図書館の方が利用されています。また、1～4年生に関しては、学校図書館を利用しているという理由で区立図書館を利用しない子どもが多いことから、子どもにとって学校図書館が重要な読書環境であることが分かります。

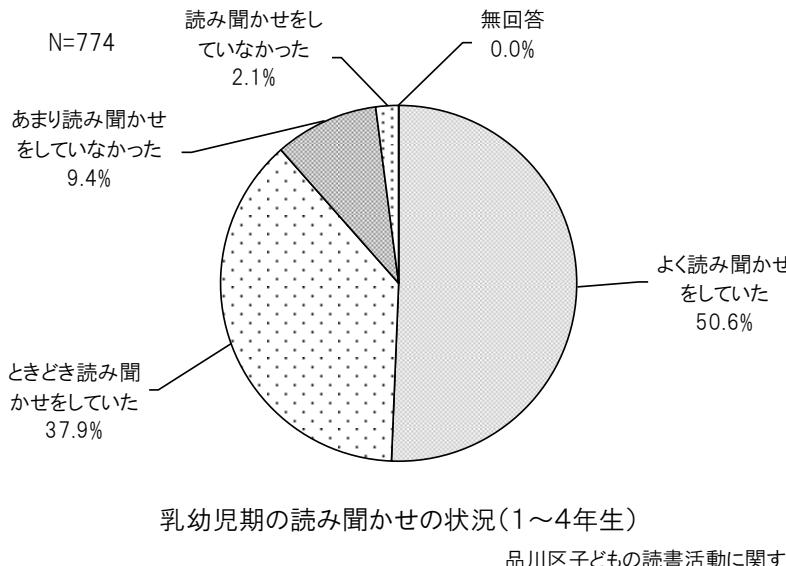
ただ、区立図書館と学校図書館のいずれもが、学年が上がるにつれて利用する割合は少なくなる傾向にあります。さらに、学校図書館を授業で利用した割合をみると、5年生では64.6%と他の利用内容に比べて多いですが、8年生では26.2%、高校2年生では17.2%となり、学年が上がるにつれて授業での利用が減少しています。



3 家庭等での読書活動の状況

読み聞かせの状況

1～4年生の家庭では、乳幼児期に読み聞かせをしていた家庭は88.5%でした。読み聞かせをしている家庭がほとんどですが、国等の調査では、乳幼児期に読み聞かせを行っていた家庭の子どもほど本を読む傾向にあることが分かっていることから、読み聞かせをしていない家庭が1割程度ですが、着目する必要があります¹³。



家庭や友だち間での本を通じたコミュニケーション等

国の「第四次計画」では、家庭で保護者と子どもがいっしょに取り組む「家読」や子ども同士の本のすすめ合い等を推奨しています¹⁴。「家読」にあたる活動の状況をみると、5・8年生では半数以上の家庭で読んだ本について話がされており、4割程度の家庭で同じタイトルの本を読む、同じ時間に本を読むという活動がなされています。また、高校2年生においても、3割程度の家庭で読んだ本について話す、家庭で同じタイトルの本を読むということがなされています。

さらに、高校2年生においては、友だちと本の話をしたり、すすめ合ったりすることも4割程度の子どもが行っていることが分かりました。

¹³ たとえば、平成30年度「子供の読書活動推進計画に関する調査研究」(文部科学省)において、乳幼児期の読み聞かせの有無と現時点での読書状況の相関が分析されています。

¹⁴ 「第四次計画」では、「家読」を「家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動」と定義しています。

第三 計画策定の背景(まとめ)

a 子どもの好みとその発達を捉えた取り組みが必要である

- 乳幼児期の読書活動がその後の成長過程における読書習慣に影響を及ぼしていることが分かっており、乳幼児期からの継続的な取り組みが必要となります。
- 継続した取り組みを行う際には、成長とともに興味・関心は一人ひとりの特徴を有することに留意する必要があります。ワークショップで中高生・大学生が提案したように、個々の好みや適した導入のあり方の検討が求められます。
- 一方、読書バリアフリー法が施行されたことを踏まえ、従来の視覚に障害のある子どもへの対応を充実させるとともに、子ども一人ひとりが感じる読むことの困難さに対応していく必要があります。

b 学年が上がるにつれて読書をしなくなるため、読書活動の機会を充実させる必要がある

- 過去1か月間に本を読んだ子どもは、小学生では約9割ですが、8年生では7割強、高校2年生では約6割と減少しています。
- 中高生に関しては、本を読むことが苦手だから読書をしないという8年生・高校2年生は1割半ばかりで、読書に対する苦手意識を持っている子どもが一定数います。
- その状況に対して、区立図書館においては中高生に向けた取り組みは十分ではありません。また、小学校に比べて中学校での学校図書館利用は改善する余地があります。

c 本等の併用も含め、インターネットを適切に使いこなす必要がある

- 5年生以上の子どものほとんどがインターネットを利用しています。趣味やコミュニケーションでの利用が多いですが、検索サイトの利用も多く、子どもにとって身近な調べ物のツールとなっています。
- 本や事典・図鑑よりもインターネットが利用される傾向にありますが、過去1か月に本を読んだ子どもや読書が好きな子どもは、本や事典・図鑑も活用していることが分かりました。また、日常的なインターネット利用においても情報検索が多い傾向にあることが分かりました。
- 学習指導要領において重視される情報活用能力を育むためには、子どもがインターネットを調べるツールとして適切かつ有效地に利用できるようにする必要があります。

d 子どもにとって身近な学校図書館を中心として、地域の読書環境を充実させる必要がある

- 学年にかかわらず、区立図書館よりも学校図書館をより利用していることが分かりました。ただし、学年が上がるにつれて利用が少なくなります。
- このことから、学校図書館法改定以降の方策とも連動させながら、子どもにとって身近な読書環境として、各学年に応じた学校図書館の充実方策を検討する必要があります。
- 身近な読書環境という点では、家庭での読書活動を活性化することが大切であり、国の第四次計画で示された「家読」の推進等を進めることができます。

第四 計画策定にあたっての視点

A 一人ひとりの育ちや知的関心に応じた継続的な取り組み

品川区ではこれまで乳幼児の頃から本に触れ、読書に親しむ取り組みを充実させてきました。これまでの取り組みを踏まえ、本計画においてはさらに、子どもの成長過程、そして一人ひとりの好みや個性に応じた取り組みへと展開していきます。一人ひとりに応じた本との出会いを通じて、あらゆる子どもが本を読むことの楽しさを実感できるようにします。

一人ひとりの子どもの育ち、そして知的関心の方向性に対して継続的にかかわることで、子どもが本に接し続け、苦手意識や嫌いだという感覚を持たないようにする取り組みを展開します。

B 読書が好きだという中高生を増やすための取り組み

本計画では、中学生段階・高校生世代に着目した読書活動に取り組みます。この年代は読書をする子どもが少なくなるものの、実際の読書活動の有無とともに、本計画においては本を読むことが好きであり続けることを重視します。本を読まない理由をみると忙しさによるところが少なくありませんが、読書が好きであれば、本を読む姿勢ができていると考えられます。また、何かを調べる際にも多メディアの利用をするようになるとも期待されます。

中高生になっても本を読むことに前向きであり続け、本を読み込むことができるようになり、ひいては様々な情報メディアの活用ができるような取り組みを展開します。

C 多様なメディアを組み合わせた情報活用能力を育む取り組み

これからの中学生においてインターネットやSNSを通じて知識・情報を収集するスキルは必要不可欠です。それとともに、本や事典・図鑑等も併せて活用し、正しい知識・情報を得ることも大切です。そこで本計画では、インターネットの利活用のみならず、多メディアを組み合わせた情報活用能力を育むことを目指します。複数のメディアを活用することで自分が必要とする知識・情報を適切に得ること、そしてそれを実社会での行動につなげられるようになることを目指し、学校での調べ学習を中心とした取り組みを行っていきます。

D 地域総がかりでの環境形成

上記の取り組みを行う上では、区立図書館と区立学校・学校図書館はもとより、高等学校や大学、そして子どもが過ごす児童センター・地域センター等の公共施設、また商店街や町会・自治会等が連携する必要があります。それはまた、生まれ育った環境に左右されず、あらゆる子どもが読書活動を行っていくためにも必要なことです。

連携にあたっては、学校と地域をつなぐ学校地域コーディネーターをはじめ、様々な区民団体・ボランティアの活躍が不可欠です。地域における活動の活性化を図るとともに、区立図書館が中心となって支援することで、地域総がかりでの子どもの読書環境の充実に取り組んでいきます。

第3章 計画の目標と施策体系

第一 計画の目標

1 目標 一 本計画において子どもにもたらしたいこと

**複合的な情報環境を活用するために必要になる
本を読むことに前向きな姿勢と、
多様な情報環境を活用するスキルを育む**

複合的な情報環境において求められる姿勢とスキル

子どもたちは、図書館や書店で気軽に本を手に取ることができ、またインターネットを通じて様々な情報に接することもできます。このように豊かな情報環境は、豊かであるがゆえに選択肢が多く、適切に活用することが難しくもあります。ただ、これからの中社会において主体的に思考し、行動する上では、この**複合的な情報環境**を活用できるようになることが不可欠です。

そのため本計画においては、施策・事業を通じて「本を読むことに前向きな姿勢」と「多様な情報環境を活用するスキル」を育むことを目指します。

本を楽しむことや読むことに前向きな姿勢～読書興味～

本を読むことに前向きな姿勢は「**読書興味**」とも言え、これまで目指してきた読書習慣の基礎でもあります。つまり、本や事典・図鑑はもとより、インターネット上の様々なコンテンツも含めて、「読むこと、知ることを楽しいと思い、前向きになる姿勢」です。このような「**読書興味**」が育まれていれば、現在、本を読んでいるかどうかにかかわらず、何か新しい考え方を知ろうとしたり、分からぬことがあったときに調べようとする行動ができると考えます。

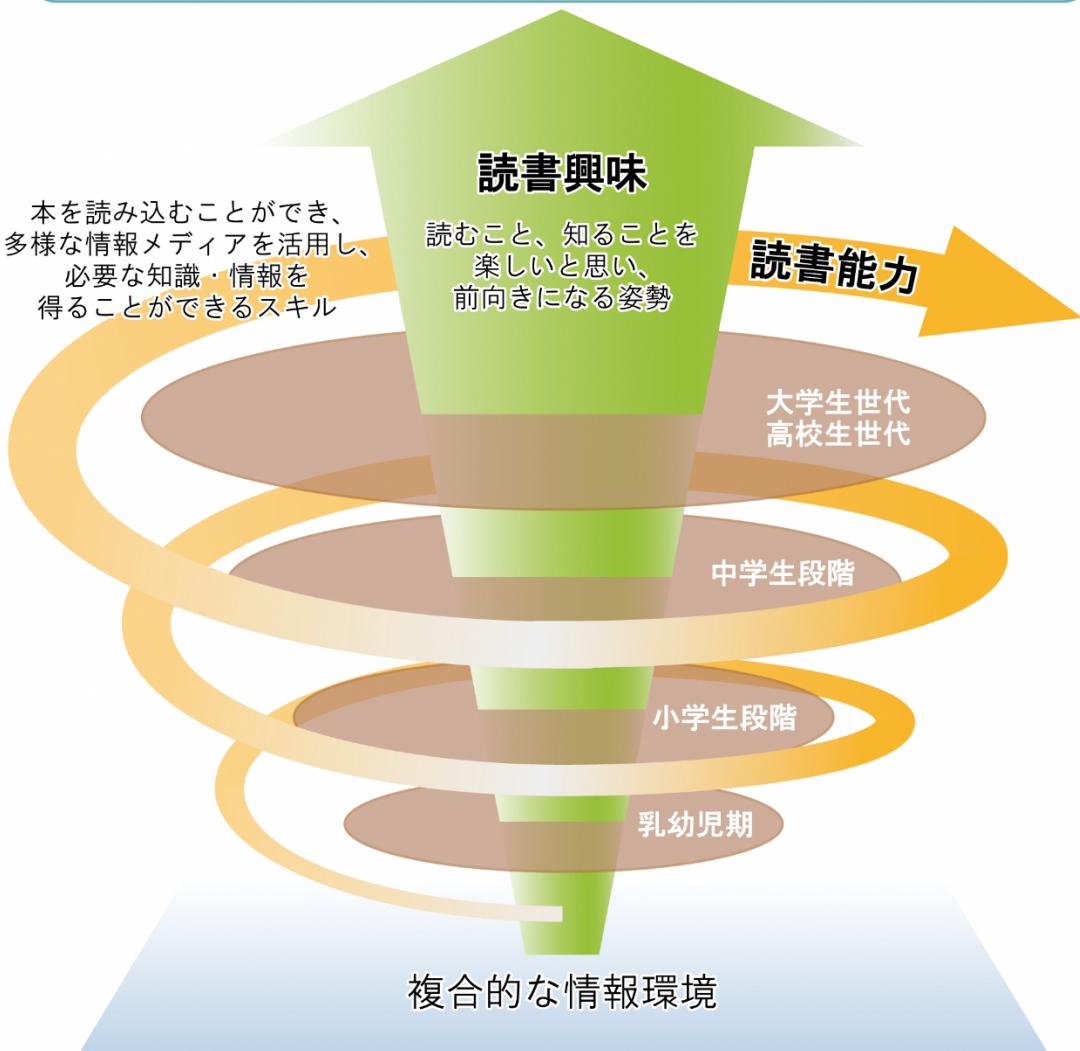
多様な情報環境を活用するスキル～読書能力～

その上で、多様な情報環境を活用するスキル、すなわち「**読書能力**」も必要となります。「**読書能力**」には、文章を正しく読むという読解力も含まれますが、さらに広く、「本を読み込むことができ、本や事典・図鑑、そしてインターネットやSNS等の情報メディアを活用し、必要な知識・情報を適切に得ることができるスキル」です。読書活動をさらに深化させ、いかに読むのか、そして何を感じ、知るのかという点を重視して、この「**読書能力**」の育成を目指します。

読書興味と読書能力をともに育む

子どもが読書を楽しむなかで、また情報環境を活かした学びを続けるなかで、「**読書興味**」と「**読書能力**」を補い合うかたちで育むことこそが、複合的な情報環境を活用するために必要なプロセスだと考えます。そして、この姿勢とスキルこそが、これからの中社会を生きる子どもたちが身につけるべき新たなる**読書習慣**なのです。

本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ



読書興味と読書能力の展開イメージ

2 対象別目標

本計画では、成長過程に応じた段階的な取り組みを進めることを前提として、世代等に応じて対象設定を行い、対象別目標を次のように掲げます。

乳幼児期

乳幼児の頃は、言葉に触れ、自ら言葉を用いながら、他人や環境にかかわっていく時期です。周囲の大との親密な関係のなかで絵本の読み聞かせをしてもらうことで、本が楽しいものであると感じ、また物語に関心を持ち、自ら読もうとするようになることが読書興味の芽生えです。

さらに、自分が見聞きしたものを図鑑等で確認したり、友だちや大人とのかかわりのなかで自分の考え方や感じたことを言葉で表現し、伝えようすることは、読書能力へつながっていく体験です。

このように、本で物語を読むなかで、身の回りの事物や出来事に触れ、言葉として定着しようとするなかで、読むこと、そして知ることが楽しいと思い、自ら行動しようすることを目指します。

小学生段階(義務教育学校前期課程に通う児童を含む)

小学生段階の時期は長く、大きく変化を遂げていく時期です¹⁵。そのため、低学年、中学年、高学年のそれぞれにおいて適切に読書興味を引き出し、また情報環境にも段階的に接する体験が必要です。

読書興味の視点では、低学年においては、読むことや何かを知ることを楽しいと感じるとともに、一人で読むなかで一冊の本を読み終えることができたという達成感を得ることも楽しさにつながります。ただ、学年が上がるにつれて読み終えることのできない子どもも増えてくることから、一人ひとりに応じた対応を通じて、それぞれの楽しさを感じるようにすることが大切です。それとともに、高学年になるにつれて、本から得た知識・情報が何かに役立つということを体験することを通じて、新たな楽しさに気づくようになることも、読書興味の展開においては重要です。

一方、読書能力については、本が役に立つことを体験した上で、実際の学習等に必要な知識・情報を得るための手法を学ぶことが必要です。また、図書館という読書環境の活用も体験的に身についていくことも不可欠です。

こうして、複合的な情報環境を活用する姿勢とスキルの基礎となる読書興味と読書能力を形成することを目指します。

中学生段階(義務教育学校後期課程に通う生徒を含む)

中学生段階における読書興味に関しては、アイデンティティが形成される時期であることから、本を通じて自分の考えを形成し、また他人や社会に対する認識を深めるような読書が期待されます。そのなかで、本の内容に共感したり反感を覚えたりしながら本に対する信頼を高めていくことが、読書興味を高めることにつながります。

そのためには、それぞれの本を深く読み込むという読書能力も必要です。また、自分が求める本を選ぶということも読書能力のひとつと言えます。さらに中学生の読書能力では、インターネット等の情報メディアの基礎的な活用方法を身につけるとともに、試行錯誤しながら利用することで知識・情報を取捨選択できるようになることも必要です。

¹⁵ 「教育基本法」では、「義務教育について、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と記載されています。

このように中学生段階においては、小学生段階において形成された読書興味と読書能力の基礎の上で、知識社会に主体的にかかわろうとする姿勢を育むとともに、そのための応用的なスキルを高めることを目指します。

高校生世代

高校生世代は、自立と社会参画への準備を始める時期であり、また実際に社会参画を体験する子どもも増えてきます。つまり、知識・情報の受け手から、知識・情報を活かして行動する主体へと転換する時期とも言えます。

読書興味の観点では、将来の自分のあり方や生き方につながる読書ができることが期待されます。また、本にかぎらず、インターネット上の文章、映像や音声等、様々なコンテンツを対象とした能動的な読書活動も必要となります。そして、社会参画を結びつけた読書活動への姿勢が形成されていくことが望れます。

一方、読書能力に関しては、複合的な情報環境をより実践的に活用できることが求められます。特に一次的に得た知識・情報については、それが本に書かれていたことであっても批判的に受け止め、複数の情報メディアを組み合わせることで、知識・情報の正確性を確認しようとすることが大切です。また、自分の知り得た知識・情報を自分なりの言葉にして他人と共有し、集団的な行動に移そうとする姿勢を育むことも必要です。

このように高校生世代は、社会への参画の準備として、複合的な情報環境を活用する姿勢とスキルを高め、時には実際に社会へと参画することで、知識社会に主体的にかかわる個人となっていくことを目指します。

大学生世代

大学生世代は高校生世代と共通していますが、本計画においては、子どもの読書活動を促進するための担い手となることを期待しています。自ら発信者となって子どもたちの読書興味を高め、また若者ならではの観点から子どもの関心を喚起する読書機会をつくることが望れます。

大学生世代については、区立図書館が核となって地域の大学生等をつなぎ、読書活動の若い担い手を増やすことを目指します。

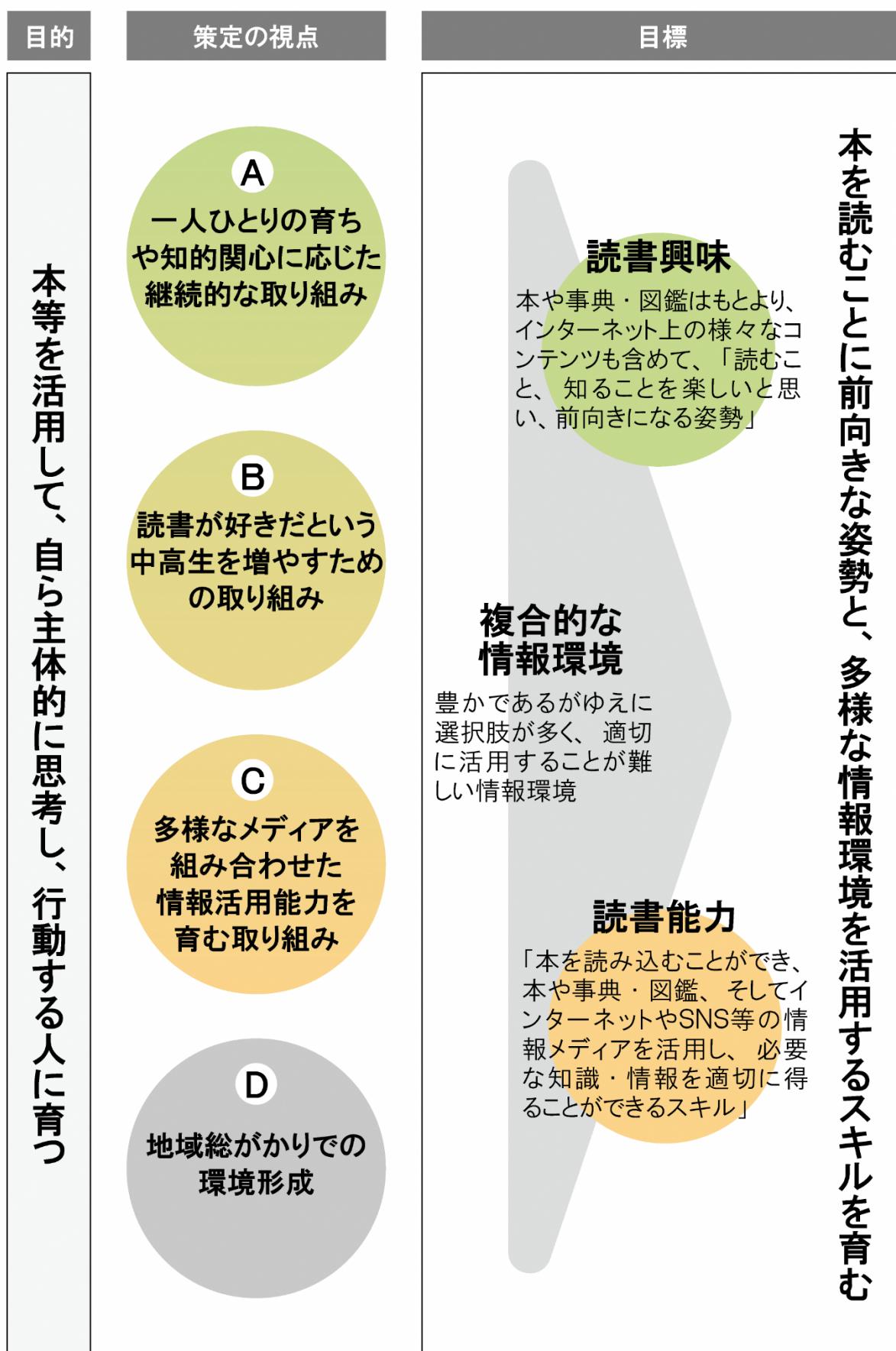
読むことに困難さがある子ども

世代別の対象にくわえて、年齢を横断するかたちで、読むことに困難さがある子どもを対象として捉えます。

読むことの困難さとは、視覚障害による「文字が見えにくい」状況のほか、「文字を見ることができるが、意味をつかみにくい」という識字障害や学習障害、さらには「聞こえづらい、聞こえにくい」という聴覚障害、「(介助がないと)移動しづらい」ために読書環境にアクセスしにくいこと、さらには外国人児童・生徒が「日本語を読むことに困難さがある」も含みます。また、「本を読むのが苦手」だったり、「読書が嫌い」な子どものなかに、「読むことに困難さがある」子どもが含まれている可能性についても考慮しなければなりません。

このような困難さの違いに応じてニーズや課題を把握することで、「一人ひとり」の子どもが直面している困難さに配慮し、子ども自身による読書手段の選択を支援することを目指します。そして、読書活動への動機づけを行いながら、困難さをサポートする人や団体を知り、「読むこと」に関してより活発な行動が行うことができるよう育つことを目指します。

第二 計画の体系



対象	施策・取り組み
乳幼児期	<p>施策1 本に触れ、言葉・物語・自然等への関心を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもにとって身近な読書環境の充実 ②家庭での読書活動の推進 ③自然や社会等への関心を高める図鑑等の活用 ④あらゆる子どもに対する読書への動機づけ
小学生段階	<p>施策2 本に親しみ、知るための基礎を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①様々な本に出会う機会の提供 ②本を通じたコミュニケーションの活性化 ③本等や学校図書館を活用した調べ学習の促進 ④読むことの困難さに応じた読書手段と機会の提供
中学生段階	<p>施策3 本等を自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの嗜好や流行に応じた蔵書の形成 ②子ども同士のすすめ合いを通じた読書の推進 ③複合的な情報環境を活用した調べ学習の深化 ④読むことの困難さに応じた読書手段と機会の提供
高校生世代	<p>施策4 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自立や社会参画につながる蔵書の形成 ②読書活動の世代間での循環の促進 ③読書能力を確立する学びの機会 ④読むことの困難さに自ら対応することに対する支援
大学生世代	<p>※上記の取り組み①～④の網掛けの意味は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> …読書興味にかかわる取り組み …読書能力にかかわる取り組み …読むことの困難さにかかわる取り組み

第4章 計画推進のための施策

施策1 本に触れ、言葉・物語・自然等への関心を高める(乳幼児期)

乳幼児とその家庭を対象として、あらゆる子どもが「本が好き」、「読書が楽しい」と思えるよう、地域総がかりで本に触れる機会をつくります。第一には言葉を着実に身につけるとともに、物語を読むことで得られる高揚感や感動等を通して、楽しさや関心を育んでいきます。絵本から始まり児童書へと展開し、図鑑等も活用しながら、周囲の環境に意識を持つように促します。そして社会や自然への関心を高め、言葉でその関心を周囲の大人や友だちに共有することで、知的関心や好奇心を育んでいきます。

■捉えるべきテーマ

- 読み聞かせを行う家庭を増やす。(「家読」)
- 子どもの読書活動の重要性に対する保護者の理解を促す。
- 読むことの困難さの有無にかかわらず、子どもの図書館利用を促す。

■取り組み

①子どもにとって身近な読書環境の充実

区立図書館はもとより、子どもが日々を過ごす幼稚園・保育園、また児童センター等において、乳幼児向けの本を充実させ、子どもにとって身近な読書環境の充実を図ります。

第一には言葉の育みと物語への関心を高めるために絵本を充実させますが、それとともに図鑑、児童書等も充実させることで、一人ひとりの子どもにとっての「適書」に自然と出会えるような蔵書構成とし、読書興味の段階的な展開を助けます¹⁶。さらに、子ども一人ひとりの読書興味に応じて「適書」を案内できる人材を育成し、人的体制も含めた環境形成に取り組みます。

②家庭での読書活動の推進

家庭での読書活動は基礎であり、また読み聞かせは愛着形成にもつながる大切な取り組みです。そこで、区立図書館や幼稚園・保育園、児童センター等において、子育て世代に向けた意識啓発に取り組みます。読み聞かせの大切さやスキル、本の選び方等にくわえて、読後に親子で感想を話し合うなど、「家読」の取り組みについても周知を図ります。また、保護者向けの情報発信とともに、読書活動の相談に応じる体制についても検討します。

ただし、家庭が十分に取り組めない場合も考慮し、家庭での読書活動を代替するための地域の体制を整えることも同時に取り組みます。

¹⁶ 適書は、個々の読者の能力、性格、嗜好に適した本を言い、社会的に価値が高いとみなされた本である「良書」と対照されるものです。適書は個人の特性に適しているかどうかが基準となります。

③自然や社会等への関心を高める図鑑等の活用

日々の読み聞かせのなかで、子どもの身のまわりの出来事(自然や社会)に関するテーマを取り上げた絵本等を活用することにより、子どもの意識を広く外に向け、自然や社会に対する関心を高めていきます。そして自然との関わりや遊び、屋外活動等の様々な体験も組み合わせることで、実際の物事に触れ、関心をさらに高めます。さらに、その体験を事典・図鑑等によって深く知ることで、知ることの楽しさを感じる機会をつくります。

④あらゆる子どもに対する読書への動機づけ

区立図書館においては、さわる絵本の製作やその他バリアフリー資料の収集を継続して取り組むとともに、読むことに困難さがある子どもに対して周知を図り、利用を促しています¹⁷。そのため、バリアフリーおはなし会等、それぞれの困難さに応じた読書機会の提供に取り組んでいきます。

また、視覚障害のある子どもはもとより、言葉の発達が十分ではない子どもが本を楽しみたい、またその保護者も本を楽しませたいと思えるよう、意識啓発を行うとともに、困難さの有無にかかわらず図書館を利用しようと思う環境づくりに取り組んでいきます。

【事業例】

- はじめてのえほん よんで よんで事業
- おはなし会(対象別おはなし会)
- 手づくり会・おりがみ会
- イクメン読み聞かせ講座
- 絵本講座
- 読み聞かせ講座
- スタンプラリー
- 「家読」^{うちどく}の啓発
- 読み聞かせボランティアの育成や活用の拡大
- 読書ノート
- 絵本作家講座
- ぬいぐるみお泊り会¹⁸
- 児童コーナーの設置・充実
- 土曜日・日曜日の事業開催
- 人形劇の開催、図書館PRと図書等の紹介
- 「しながわ親子読書の日」の啓発
- 幼児向け図鑑の収集・充実

- ◇デイジー図書／マルチメディアディジタル図書の更なる活用・周知の充実¹⁹
- ◇点字図書、さわる絵本、大活字本を含む拡大図書、LLブック等、各種資料収集の整備・充実²⁰
- ◇来館できない幼児への宅配サービスの強化
- ◇施設・病院へのアウトリーチサービスの充実
- ◇発達段階や障害の程度に応じての対面朗読の実施
- ◇多言語イベントや手話付きおはなし会の充実
- ◇多言語のおはなし会

◇は読むことに困難さがある子ども向けの事業

¹⁷ さわる絵本とは、視覚障害がある子どものため、絵の部分を貼り絵で立体化し、おはなしの本文を点字で表記して製作した絵本。

¹⁸ ぬいぐるみお泊り会とは、子どものお気に入りのぬいぐるみを預かり、図書館に泊まったという設定でぬいぐるみが本を読んでいる様子などを写真に撮ってプレゼントする取り組み。子どもの読書促進に効果があると言われています。

¹⁹ マルチメディアディジタル図書は、パソコンにより、音声と本文の文字・画像とを同期させて再生することができる電子図書。

²⁰ LLブックとは、写真、ピクトグラム、絵、読みやすい文章を使って読むことが難しい人に、読みやすく、わかりやすくつくられた本。LLブックのLLとは「LL」とは、スウェーデン語の「LättLäst」(日本語訳では「優しく読める」)の略。

施策2 本に親しみ、知るための基礎を形成する(小学生段階)

主に小学生段階を対象として、読む本の幅を段階的に広げながら、読み終えることでの達成感や興味・関心の広がりを感じられる読書機会をつくります。そして、子ども一人ひとりにとっての本の好みを見出すように促します。また、読書を楽しむなかで、本が「役に立つ」という実感を得られるよう、学校の授業や学習において、本や事典・図鑑等を活用する方法、さらには学校図書館という情報環境の活用方法を学ぶ機会をつくります。

■捉えるべきテーマ

- 本を読むことが好きな子どもを増やし、本を読むことが苦手だと感じる子どもを減らす。
- 読書の有用性(知識・情報の入手等)に対する気づきを促す。
- 学校図書館等を通じて、読むことに困難さがある子どものニーズの把握を図る。
- 読むことに困難さがある子ども向けに様々なメディアがあることの理解を促す。
- 読むことの各々の困難さに適合した読書手段や技術の活用を図る。

■取り組み

①様々な本に出会う機会の提供

子どもにとって身近な読書環境である学校図書館をはじめとして、区立図書館、さらには児童センター等の図書スペースを充実させます。それによって子どもたちが気軽に本を手に取ることができ、成長過程や興味・関心の展開に応じて様々な本に出会える機会をつくります。また、子どもたちにとっての第三の場所となるような居場所としての機能についても検討します²¹。

環境の充実とともに、子どもと読書環境を結びつけるための情報発信等にも取り組み、あらゆる子どもが読書環境にアクセスできるようにしていきます。さらに、読書興味を高めるような本を、子どもに応じて紹介できる人的体制についても検討していきます。

②本を通じたコミュニケーションの活性化

様々な場面において、子どもたちが本を通じてコミュニケーションを図ることで、読書への動機づけを高めるとともに、日常生活と本を関連づける機会とします。家庭においては、いつしょに本を読む時間を作ったり、同じタイトルの本を読んだりする「家読」の取り組みを促します。また、区立図書館や学校等においては、ビブリオバトル等の取り組みを行い、同じ世代の子ども同士、また異年齢の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます²²。

③本等や学校図書館を活用した調べ学習の促進

授業や長期休暇の課題として子どもたちが取り組む調べ学習を通じて、本や事典・図鑑等を使って知識・情報を調べる方法を知ることで、スキルを高めます。また、学校図書館において、図書館を活用する方法についても学ぶことで、情報環境を活用するための読書能力の基礎を育みます。

²¹ 第三の場所とは、コミュニティにとって必要な家庭でも学校や職場でもない、つながりを得られる場所として重視されているものです。子どもにとっては家庭と学校とは別の空間を意図して用いています。

²² ビブリオバトルとは、書評合戦とも呼ばれ、何人かが自分のおすすめの本の魅力を短い時間で紹介し、その紹介を聞いた聴衆が読みたくなった本(「チャンプ本」)を決めるゲーム形式の書評会です。

また、インターネットを調べごとに利用する基礎的な方法を学ぶことも読書能力の基礎づくりとして取り組みます。

④読むことの困難さに応じた読書手段と機会の提供

視覚障害、識字障害、学習障害等の障害や言語の壁等の困難さには、それぞれが必要とする読書手段や読書補助具は異なります。それら読書手段を、区立図書館が中心となり、ボランティア等とも連携しながら整備していきます。

さらに、それら読書手段が利用できることを、学校等を通じて、読むことに困難さがある子どもやその保護者に対して周知します。また、実際に体験する機会をつくり、本が読めるという実感を子どもやその保護者が得られるようにすることにも取り組みます。

また、身体障害や入院等により読書環境にアクセスしにくい子どもに対しては、訪問サービスや配本等で対応していきます。

【事業例】

- おはなし会
- 手づくり会
- 科学あそび教室
- 一日図書館員
- 図書館スタンプラー
- 図書館による新聞発行
- 読書ノート
- ビブリオバトル開催
- 夏休み調べ学習お助け隊
- 英語資料等の収集
- 読み聞かせ講座
- 学級文庫
- 読書マラソン²³
- ペア読書²⁴
- タブレットを使ったデータ提供
- 調べ学習資料の最新版の提供
- 地域資料・英語資料の充実
- 「家読」^{うちどく}の啓発
- 児童コーナーの設置・充実
- SDGsや“SDG Book Club”の本の紹介²⁵

- ◇デイジー図書／マルチメディアデイジー図書の更なる活用・周知の充実
- ◇点字図書、さわる絵本、大活字本を含む拡大図書、LLブック等、各種資料収集の整備・充実
- ◇来館できない児童への宅配サービスの強化
- ◇施設・病院へのアウトリーチサービスの充実
- ◇リーディングトラッカー活用の普及²⁶
- ◇発達段階や障害の程度に応じての対面朗読の実施
- ◇マルチメディアデイジー図書を体験する機会の提供
- ◇都立特別支援学校や品川区立障害児者総合支援施設などとの連携
- ◇多言語イベントや手話付きおはなし会の充実
- ◇多言語のおはなし会
- ◇サピエ図書館の周知²⁷

◇は読むことに困難さがある子ども向けの事業

²³ 読書マラソンとは、対象図書を指定し、その本を読んだ冊数を競うゲーム性のある読書活動です。

²⁴ ペア読書とは、同じ本を2人で同時に読み、あらすじや感想を話し合う読書方法です。

²⁵ “SDG Book Club”とは、国際連合が2030年までに達成しようと採択した「持続可能な開発目標(SDGs)」を学び、行動を促すために、毎月公開される6～12歳の子どもを対象としたブックリストです。

²⁶ リーディングトラッカーとは、読書補助器のこと。スリットがあり、読みたい行を集中して読めるように、他の行の文字を隠して読み進めることができます。

²⁷ サピエとは、目で文字を読むことが困難な方がデイジーや点字図書等のデータを直接利用できる電子図書館機能を備えた全国情報ネットワーク。全国視覚障害者情報提供施設協会が運営。国会図書館ともシステム連携しています。

施策3 本等を自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む(中学生段階)

主に中学生段階を対象として、様々な種類の本を数多く読む機会とともに、一冊の本を深く読み込む機会をつくることで、本への信頼感に根差した読書興味を形成します。さらに、特に学校の授業や学習において、情報環境を活用する基礎的な方法を学んだ上で、具体的な問題や課題を想定して複合的な情報環境を活用する体験を積み重ねていきます。

■捉えるべきテーマ

- 本を読むことが好きな子どもを増やし、本を読むことが苦手だと感じる子どもを減らす。
- 読書の有用性(知識・情報の入手等)に対する気づきを促す。
- 問題の発見・解決を学ぶなかで、様々なメディアを用いて調べるスキルを高める。
- 学校図書館等を通じて、読むことに困難さがある子どものニーズの把握を図る。
- 読むことに対する各々の困難さに適合した読書手段や技術の活用を図る。

■取り組み

①子どもの嗜好や流行に応じた蔵書の形成

中学生段階には、児童書、大人向けの本、さらにはマンガやライトノベルを楽しむ子どももいます。区立図書館においては、中学生世代にとっての「良書」と一人ひとりにとっての「適書」がバランスよく収蔵されたティーンズ向けの蔵書構成を検討します。また、ティーンズ向けのパスファインダーの作成や、専任の職員の育成・配置についても検討し、子どもたちと本を結ぶ手助けに取り組みます²⁸。

さらに、中学生の図書館利用を促すような情報発信に取り組むほか、子どもにとって身近な場所に向けたアウトドア型の読書環境形成の取り組みを検討します。

②子ども同士のすすめ合いを通じた読書の推進

数多くの本を読むことと、深い読書を両立させることを意図し、ビブリオバトル等の読書と子ども同士のコミュニケーションを組み合わせた機会をつくります。子どもたちが紹介するために深く読み、また紹介されることで本を手に取る動機づけとなることを配慮して取り組みを行います。

また、学校図書館や区立図書館において子どもたちが本を紹介するPOPや冊子をつくるなど、同世代の子どもたちが本を紹介し合うような取り組みについても検討していきます。また、子どもたちが日常的に利用するSNS等の活用についても検討します。

③複合的な情報環境を活用した調べ学習の深化

調べ学習では、インターネットも積極的に取り入れ、本や事典・図鑑等の紙媒体とインターネットを複合的に活用して知識・情報を調べ、自分の学習に活かすとともに、調べたことを言葉にして同級生等に伝えられるようになることを目指します。

中学生段階においては調べるプロセスを特に重視し、資料の選び方、知識・情報の調べ方、また

²⁸ パスファインダーとは、あるテーマや話題について資料や情報を探したいときの参考に、手始めとなる基本資料の一部や、調べ方を紹介した手引きです。

その正しさ等を確認・評価し、子どもたちへフィードバックするための方法を学校と区立図書館が連携して検討し、取り組んでいきます。

④読むことの困難さに応じた読書手段と機会の提供

小学生段階から引き続き、個々の困難さに合わせた読書手段を紹介し、提供することで、困難さがあっても読書を楽しめるように取り組んでいきます。

くわえて、中学生段階においては、小学生段階に比べて読書が苦手だという子どもや、嫌いになる子どもがやや増える時期です。そのような子どもに対しては、困難さを有していないかどうか把握するとともに、苦手意識や嫌いにならないよう、読書興味を持ち続けることができるような読書機会を提供するようにします。

【事業例】

○おはなし会	◇デイジー図書／マルチメディアディジー図書の更なる活用・周知の充実
○グローバルおはなしルーム	◇点字図書、さわる絵本、大活字本を含む拡大図書、LLブック等、各種資料収集の整備・充実
○手づくり会	◇来館できない生徒への宅配サービスの強化
○科学あそび教室	◇施設・病院へのアウトリーチサービスの充実
○一日図書館員	◇リーディングトラッカー活用の普及
○図書館スタンプラリー	◇発達段階や障害の程度に応じての対面朗読の実施
○図書館による新聞発行	◇マルチメディアディジー図書を体験する機会の提供
○読書ノート	◇都立特別支援学校や品川区立障害児者総合支援施設などとの連携
○ビブリオバトル開催	◇多言語イベントの充実
○夏休み調べ学習お助け隊	◇サピエ図書館の周知
○英語資料等の収集	
○読み聞かせ講座	
○学級文庫	
○読書マラソン	
○ペア読書	
○タブレットを使ったデータ提供	
○調べ学習資料の最新版の提供	
○地域資料・英語資料の充実	
○「家読」 ^{うちどく} の啓発	
○ティーンズコーナーの設置・充実	
○ティーンズによる図書館との協働	

◇は読むことに困難さがある子ども向けの事業

施策4 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う(高校生世代・大学生世代)

高校生世代・大学生世代を対象として、自分の将来や具体的な課題に対して、複合的な情報環境を活用して知識・情報を得ながら、自らの考えを形成していくための調べ学習に取り組みます。そして、その考えを同世代等と共有し、議論することで、解決の方向性や解決策を見出していくトレーニングの機会も提供します。

また、区立図書館や地域での活動に参画するよう促し、子どもの読書活動を促進していく担い手となるように取り組みます。

■捉えるべきテーマ

- 高校生世代においても、さらに読むことが苦手だと感じる子どもを減らす。
- 問題の発見・解決を学ぶなかで、様々なメディアの特性を理解し、選択できるスキルを養う。
- 社会参画に必要かつ十分な情報環境の活用能力を育む。
- 読むことの困難さをサポートする人や団体を知り、より活発な行動を促す。

■取り組み

①自立や社会参画につながる蔵書の形成

社会参画を控え、また実際に参画する時期であることを踏まえ、将来の生き方や職業選択につながる本を区立図書館のティーンズ向けの蔵書として充実させることで、自立や社会参画につながる本を手に取ることができる蔵書構成とします。そうすることで、中学生・高校生世代の興味・関心に応える図書館を目指します。

②読書活動の世代間での循環の促進

高校生世代・大学生世代における本を通じたコミュニケーションは、同世代同士にくわえ、自分たちよりも幼い子どもたちとのコミュニケーションであると考えます。具体的には、高校生世代・大学生世代が区立図書館等での子どもの読書活動にボランティアとしてかかわるように促すとともに、この世代ならではの視点で企画協力をする機会をつくるなど、読書活動が世代間で循環できるように取り組んでいきます。

③読書能力を確立する学びの機会

高等学校における調べ学習では「探求」がキーワードとなっており、高校生自らが課題を設定し、情報を収集し、整理・分析を経た上で、さらにそれらをもとに自分の意見を言葉にすることが求められています。調べることで自分の考えを持ち、それを共有することで共通の考え方へと発展させることこそ、知識社会においては肝要であり、読書能力の最終段階として、スキルの確立を目指して取り組んでいきます。

その際には、情報メディアを知識・情報を得るための手段として効果的に利用するスキル、得られた知識・情報の正確性を検証しようとする態度、そして知識・情報を用いて社会にかわろうとする姿勢が総合的に育まれるよう、授業モデルや評価について学校と区立図書館が連携して検討し、取り

組んでいきます。

④読むことの困難さに自ら対応することに対する支援

在学中であれば学校を通じてアプローチし、読書への動機づけや支援を行う体制を整えます。卒業後においても、家庭や福祉施設等を通じてアプローチすることは可能ですが、自らが読書をしようと思い、また読書手段を獲得していくことも必要となります。そのような場合にも、地域において困難さをサポートする人や団体に出会うことができるよう情報発信に取り組むとともに、支援を行う人材・団体の育成に取り組みます。

【事　業　例】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○部活動との連携○図書館委員との連携○区内大学との連携○各学校等保有の地域・学校資料の写真展示○図書館スタンプラリー○区立図書館による新聞発行○読書ノート○ビブリオバトル開催○英語資料等の収集○読書マラソン○ペア読書○タブレットを使ったデータ提供○調べ学習資料の最新版の提供○地域資料・英語資料の充実○「家読」^{うちどく}の啓発○ティーンズコーナーの設置・充実○作家の講演会○ティーンズによる図書館との協働○SNSを活用したPRの強化○短編小説の創作発表の機会提供 | <ul style="list-style-type: none">◇デイジー図書／マルチメディアデイジー図書の更なる活用・周知の充実◇点字図書、さわる絵本、大活字本を含む拡大図書、LLブック等、各種資料収集の整備・充実◇来館できない生徒への宅配サービスの強化◇施設・病院へのアウトリーチサービスの充実◇リーディングトラッカー活用の普及◇発達段階や障害の程度に応じての対面朗読の実施◇マルチメディアデイジー図書を体験する機会の提供◇サピエ図書館の周知◇多言語イベント |
|--|---|
- ◇は読むことに困難さがある子ども向けの事業

資料編

第一 区民参画機会

1 アンケート調査の概要

目的

本計画を策定するにあたり、次の6つの調査を実施し、品川区の子どもや家庭、子どもにかかわる施設の実態を把握しました。

調査内容

調査	概要
ア. 1年生～4年生向け調査	<p>①対象 品川区に在住する小学1年生～4年生の児童の持つ保護者1,500人(住民基本台帳より該当する学年の子どもを持つ保護者を無作為抽出)</p> <p>②回答者 保護者</p> <p>③手法 郵送配布・回収</p> <p>④回収数 774件</p> <p>⑤回収率 51.6%</p>
イ. 5年生・8年生向け調査	<p>①対象 品川区立学校に通う5年生児童および8年生生徒各学年1学級</p> <p>②回答者 生徒自身</p> <p>③手法 学校経由で配布・回収</p> <p>④回収数 52校(53学級) 1,557件</p> <p>⑤回収率 100%</p>
ウ. 高校2年生相当の子ども向け調査	<p>①対象 品川区に在住する高校2年生相当の生徒1,500人(住民基本台帳より該当する年齢の子どもを無作為抽出(学生以外も含む))</p> <p>②回答者 生徒自身</p> <p>③手法 郵送配布・回収</p> <p>④回収数 349件</p> <p>⑤回収率 23.2%</p>
エ. 子ども関係施設向け調査	<p>①対象 品川区の子どもを対象とした施設(幼稚園、保育園、すまいるスクール、児童センター)</p> <p>②回答者 施設職員</p> <p>③手法 FAXにて配布・回収</p> <p>④回収数 99件</p> <p>⑤回収率 87.6%</p>
オ. 図書館以外の施設等利用者向け調査	<p>①対象 図書館以外の区立施設等を利用する人等</p> <p>②手法 館内や事業実施時に配布・回収、ウェブ上での回答</p> <p>③回収数 873件</p>
カ. 品川区職員向け調査	<p>①対象 品川区職員</p> <p>②手法 庁内インターネット上での回答</p> <p>③回収数 2,517件</p>

調査結果(まとめ)

① 子どもの読書実態(調査ア～ウより)

【読書状況】

- 1～4年生で過去1か月に本を読んだ子どもは 88.4%、5年生で 90.5%、8年生では 73.8%、高校2年生では 60.5%である。学年が上がるにつれて、本を読んだ子どもの割合は少なくなる。
- 「読みたいと思う本を、自分から読んだ」という子どもは、5年生で 83.6%、8年生で 72.7%、高校2年生で 46.4%である。
- 「学校の朝の読書など、学校の授業などで読んだ」という子どもは、5年生で 50.8%、8年生で 50.7%、高校2年生で 10.3%であり、高校生世代になると減少している。
- 過去1か月にマンガを読んだ子どもは、5年生で 67.2%、8年生で 55.3%、高校2年生で 51.0%であり、本を読んでいる子どもの割合の方が多い。
- 過去1か月に本を読んだ子どもも、および本を読むことが好きな子どもはいずれも、そうでない子どもに比べてマンガを読んでいる傾向がみられる。

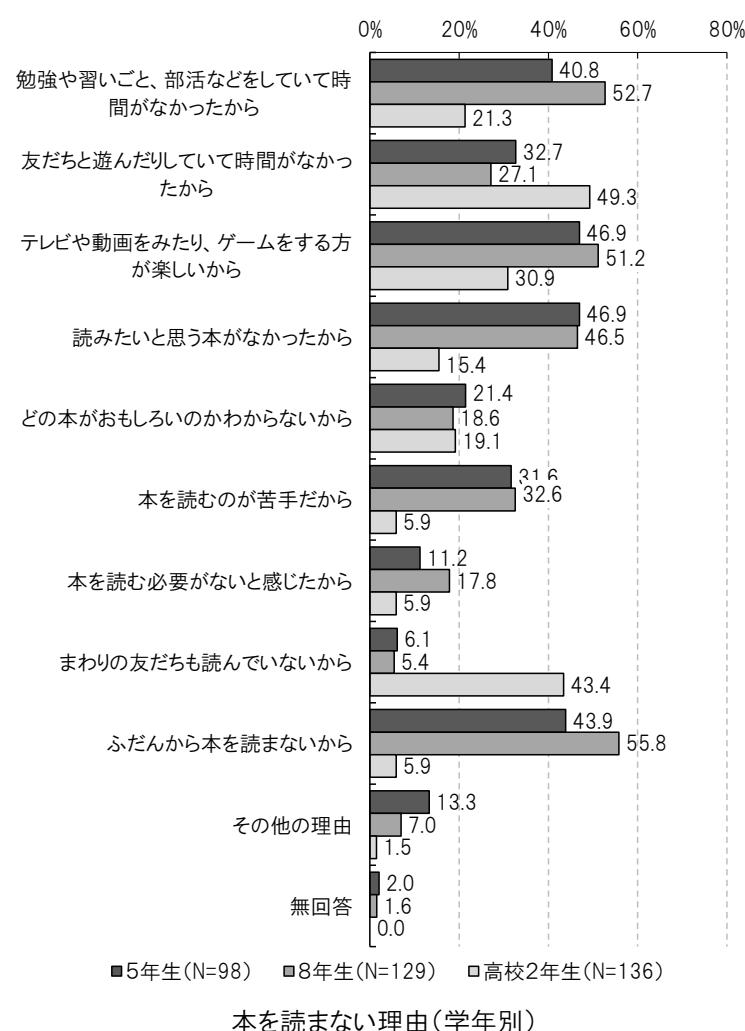
【本を読まない理由】

- 本を読まない理由は、5年

生では「読みたいと思う本がないから」、「テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから」、「ふだんから本を読まないから」が上位3位である。

- 8年生、高校2年生ともに「勉強や習いごと、部活などをしていて時間がなかったから」、「テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから」、「ふだんから本を読まないから」が上位3位である。

- 全体で「ふだんから本を読まないから」の割合をみると、5年生で 4.0%、8年生で 14.6%、高校2年生で 16.9%である。



【読書の好き嫌い】

- 1~4年生で本を読むことが好きな子ども(「好き」「どちらかというと好き」の合計)は81.3%である。
- 本を読むことが好きな子どもは5年生で82.2%、8年生で69.5%、高校2年生で本を読むことが好きな子どもは73.7%である。
- 過去1か月間に本を読む子どもの割合は学年が上がるにつれて減少する一方、好き嫌いについては変化が少ない。

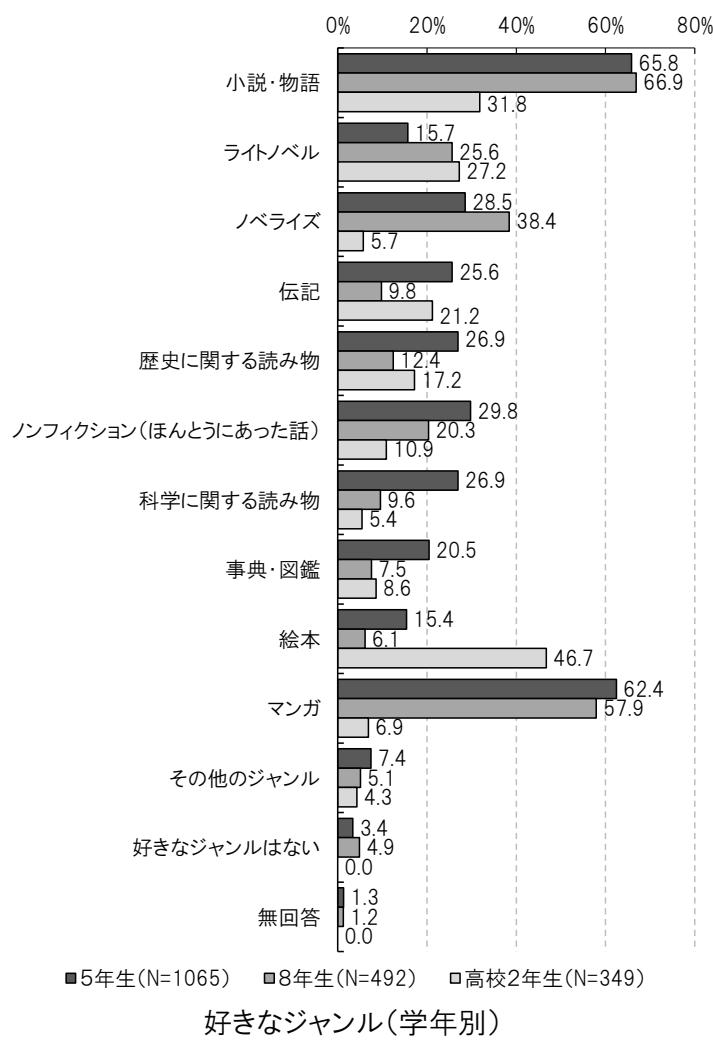
【好きな本のジャンル】

○1~4年生の好きな本では、「マンガ」(48.4%)よりも「絵本」(58.5%)、「小説・物語(児童文学を含む)」(55.3%)の方が多い。「事典・図鑑」も48.8%で同程度である。

○5年生・8年生の好きな本では「小説・物語」(5年生:65.8%、8年生:66.9%)、「マンガ」(5年生:62.4%、8年生:57.9%)で同程度である。

○高校2年生では、「マンガ」(46.7%)よりも「小説・物語」(69.9%)の方が多い。

○「好きなジャンルはない」は、いずれの学年においても1割未満である。



【調べるときのメディア】

- 5年生では「事典・図鑑・辞書で調べる」が59.0%で最も多い。8年生、高校生世代では「インターネットで調べる」が最も多く、8年生で86.4%、高校2年生で96.8%である(5年生では53.1%で2番目に多い)。
- 「事典・図鑑・辞書で調べる」については、8年生で29.9%、高校2年生では29.5%である。「本や雑誌で調べる」は、5年生・8年生、高校2年生ともに2割前後である。
- 学年が上がるにつれて「インターネットで調べる」が多くなり、「事典・図鑑・辞書で調べる」が少なくなる傾向がみられる。

○過去1か月間に本を読んだ子ども、および本を読むことが好きな子どもはいずれも、そうでない子どもに比べて「事典・図鑑・辞書で調べる」が多い傾向がある。また、「本や雑誌で調べる」も概ね同様の傾向がみられる。

【電子メディアを使った情報収集】

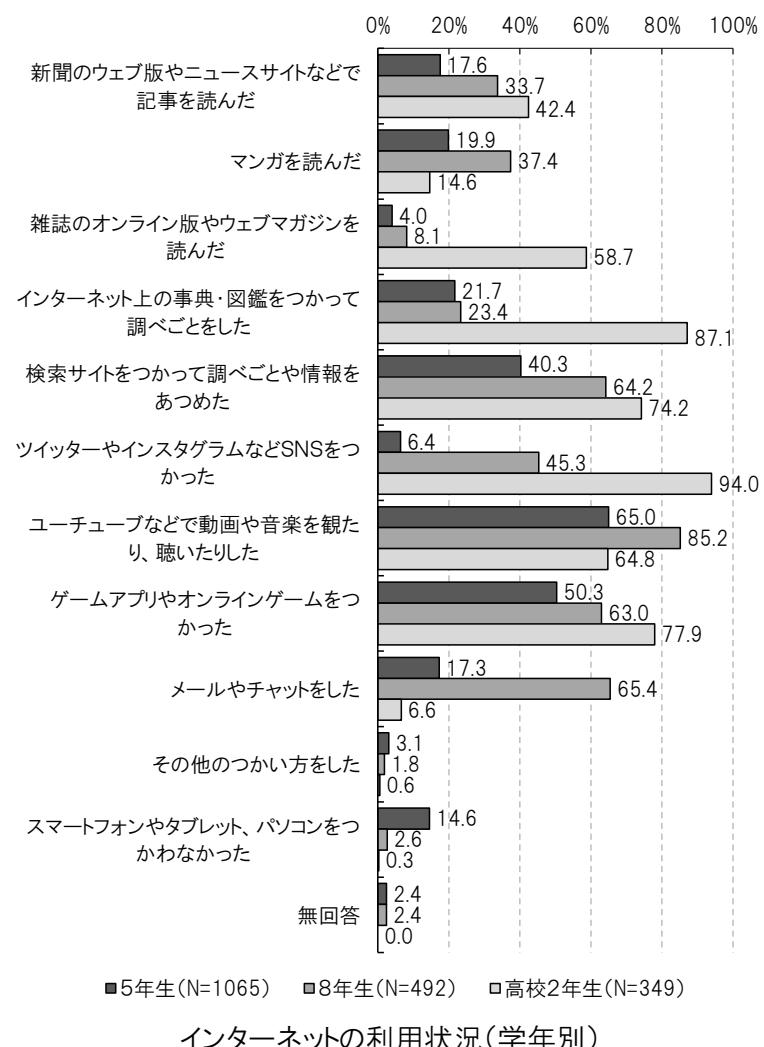
○5年生・8年生の電子メディ

アの利用については、「検索サイトをつかって調べごとや情報をあつめた」が5年生で40.3%、8年生で64.2%、「インターネット上の事典・図鑑をつかって調べごとをした」が5年生で21.7%、8年生で23.4%である。

○高校2年生では、「検索サイトをつかって調べごとや情報をあつめた」が87.1%、「インターネット上の事典・図鑑をつかって調べごとをした」が58.7%である。

○5年生では、電子メディアを使って「新聞のウェブ版やニュースサイトなどで記事を読んだ」は17.6%であり、「(紙の)新聞を読んだ」(33.8%)よりも少ない。8年生、高校生世代では前者がそれぞれ33.7%・62.8%、後者が16.3%・30.4%となり、電子メディアで新聞記事を読む子どもの割合の方が多くなる。

○過去1か月間に本を読んだ子ども、および本を読むことが好きな子どもはいずれも、そうでない子どもに比べて「インターネット上の事典・図鑑をつかって調べごとをした」、「新聞のウェブ版やニュースサイトなどで記事を読んだ」が多い傾向がみられる。高校2年生については、「雑誌のオンライン版やウェブマガジンを読んだ」も同様の傾向がみられる。



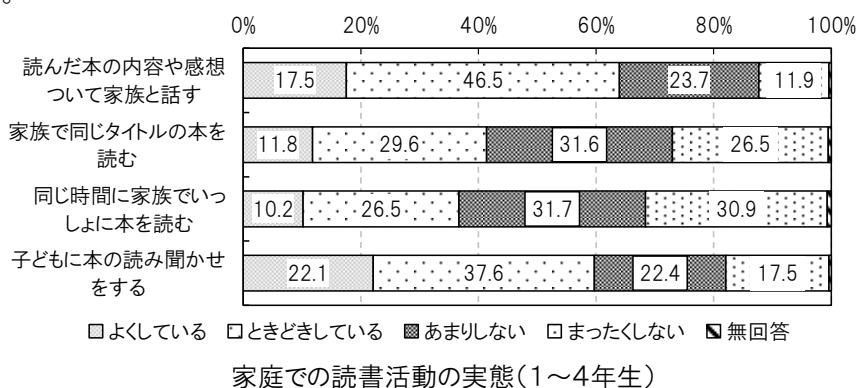
②家庭での読書活動の状況(調査ア～ウより)

【読み聞かせの状況】

- 1～4年生の子どもが乳幼児期に読み聞かせをしていた家庭(「よく読み聞かせをしていた」と「ときどき読み聞かせをしていた」の合計)は88.5%である。
- 1～4年生の保護者で、現在、読み聞かせをしている家庭(「よくしている」と「ときどきしている」の合計)は60.0%である。学年別でみると1年生・2年生では読み聞かせをしている家庭の方が多く、3年生で半数となり、4年生ではしていない家庭の方が多い。

【その他、家庭での読書活動の状況】

- 「家読」の取り組みについては、1～4年生の家庭では、「読んだ本の内容を話す」に取り組んでいる家庭(「よくしている」と「ときどきしている」の合計)が64.4%である。
- 「家族で同じタイトルの本を読む」、「同じ時間に家族でいつしょに本を読む」はいずれも4割程度である。



- 高校2年生の家庭では、「読んだ本の内容を話す」、「家族で同じタイトルの本を読む」は3割強である。

③読書環境の利用状況(調査ア～ウより)

【区立図書館の利用状況】

- 1～4年生では過去1年間に区立図書館を利用した子ども(「よく利用した」と「ときどき利用した」の合計)は60.4%である。5年生で43.0%、8年生では29.5%、高校生世代では32.1%である。
- 1～4年生で区立図書館を利用しなかった理由は「学校図書館を使っているから」(59.4%)が最も多い。
- 5年生では「勉強や習いごとなどで時間がないから」(44.9%)が最も多いが、「学校図書館を使っているから」(40.0%)が2番目に多い。
- 8年生では「本は買って読むから」(46.3%)、「勉強や習いごとなどで時間がないから」(38.6%)、である。「学校図書館を使っているから」は13.6%である。
- 高校2年生も、「勉強や習いごとなどで時間がないから」(35.5%)、「本は買って読むから」(32.5%)、「本を読まないから」(29.1%)の方が「学校図書館を使っているから」(19.7%)よりも多い。

【区立図書館の取り組みの認知】

- 1～4年生向け調査によると、区立図書館でのおはなし会は 85.8%の保護者に認知されているが、そのうち7割程度が参加できていない。その理由は「開催日時に都合が合わない」(59.6%)が最も多い。
- 子ども向けに本を紹介するリストは、59.3%の保護者に認知されているが、活用している保護者は 15.4%である。

【学校図書館の利用状況】

- 過去1か月間に学校図書館に行った子どもは5年生で 88.9%、8年生で 62.2%、高校2年生で 59.3%である。5年生では、「授業で行った」(64.6%)が最も多いが、8年生で「授業で行った」は 26.2%となる。

④読書活動のために必要な取り組み(調査ア～ウより)

【1～4年生のための取り組み】

- 1～4年生の保護者においては、「家庭で読み聞かせや読書習慣をつけることに取り組む」(52.1%)、「学校で本を読む時間を作る」(48.7%)、「保護者が子どもにとっての読書の大切さを認識する」(46.3%)の順に多い。
- 学年別にみると、1～3年生は「家庭で読み聞かせや読書習慣をつけることに取り組む」が最も多く、4年生になると「学校で本を読む時間を作る」が最も多くなる。
- 子どもが過去1か月間に本を読んでいる場合には「家庭で読み聞かせや読書習慣をつけることに取り組む」が最も多く、読んでいない場合には「学校で本を読む時間を作る」が最も多くなる。
- 保護者の読書習慣による分析においても、保護者が本を一切読まない場合には「学校で本を読む時間を作る」が最も多い。

【高校生世代のための取り組み】

- 高校2年生では、「学校で本を読む時間を作る」が 37.2%で最も多く、「地域の図書館を自分たちの世代が行きたいと思う雰囲気にする」が 36.4%で続く。3割以上選択されている取り組みは、「地域の図書館に自分たちの世代が好む本を増やす」(32.7%)、「スマートフォンにおすすめの本が届く」(31.8%)、「テレビや雑誌、インターネットなどで同世代が読んでいる本を紹介する」(30.1%)である。
- 本が好きな子どもでは「地域の図書館を自分たちの世代が好む本を増やす」が最も多い。本が好きではない子どもでは「学校で本を読む時間を作る」と「スマートフォンにおすすめの本が届く」が最も多い。

⑤子ども関連施設の状況(調査エより)

【本の提供状況】

- 回答した 97.0%の施設に本の所蔵がある。

- 本を収集する場合、「図書購入費がある」施設は 20.2%である。「その他、予算から購入する」が 82.8%、「区立図書館のリサイクルを活用する」が 62.6%である。
- 施設種別にみると、幼稚園においては「図書購入費がある」が 62.5%と他の施設に比べて多い。
- 子どもの利用状況は、「多い」（「利用する子どもが多い」と「どちらかというと利用する子どもが多い」の合計）が 91.9%である。
- 施設種別にみると、幼稚園、保育園、すまいるスクールで「利用する子どもが多い」が最も多く、約8割かそれ以上である。児童センターでは「どちらかというと利用する子どもが多い」が最も多い。

【読書活動の取り組み状況】

- 子どもが本に親しむための取り組みとしては、「本のスペースを設けている」が 78.8%で最も多く、「職員による読み聞かせをしている」が 70.7%で続く。
- 「職員による読み聞かせをしている」は、幼稚園、保育園で9割以上、児童センターで 71.4%である。すまいるスクールでは 31.3%と他の施設に比べて少ない。幼稚園では「外部の方による読み聞かせをしている」が他の施設に比べて多い。
- 外部の方による読み聞かせについては、「ボランティア」が行っている場合が 76.9%と最も多い。

【区立図書館のサービスについて】

- 区立図書館によるグループ貸出・団体貸出を「知っていて、利用したことがある」が 74.7%である。施設種別でみると、幼稚園、保育園ではすべての施設で利用されたことがある。すまいるスクールでは 43.8%と他の施設に比べて少ない（児童センターは 66.7%）。

⑥読書状況・区立図書館の利用状況（調査オ・カより）

【読書状況】

- 区立図書館以外の施設を利用している人等では、過去1か月に本を読んでいる人は 71.9%である。品川区職員は 70.2%である。

【区立図書館の利用状況】

- 区立図書館以外の施設を利用している人等のうち、過去1年間で区立図書館を利用したことのある人は 51.4%である。品川区職員は 16.1%である。
- 区立図書館以外の施設を利用している人が区立図書館を利用しない理由は、「自宅や駅から遠く、行きづらい」が 23.7%で最も多い。
- 区立図書館以外の施設を利用している人が、今後、区立図書館を利用するためには必要なこととしては、「一人で読書や調べ事に集中できるスペースがある」が 29.0%で最も多く、「幅広いニーズに応えるために資料を増やす」が 28.4%、「無線LANが利用できる」が 22.3%で続く。
- 区立図書館以外の施設を利用している人が、今後、区立図書館で参加したいと思うイベントとして、「暮らしに役立つ講座」を選択した人は 13.5%で最も多く、「映画や音楽、落語を楽しむ会」が 12.8%で続く。

2 ヒアリングの概要

目的

本計画において重視する中高生の読書活動、ならびにそれに関連する電子メディアの利活用について有識者等にヒアリングを行い、計画における認識や取り組みにつながる知見を得ました。

対象

- 有山裕美子氏(工学院大学附属中学校・高等学校 司書教諭)
- 鈴木佳苗氏(筑波大学図書館情報メディア系 教授)
- 野末俊比古氏(青山学院大学教育人間科学部教育学科 教授)
- 三鷹市立三鷹図書館職員
- 磯井純充氏(まちライブラリー提唱者)

ヒアリング結果

①中高生の読書について

【読書を広げる必要性】

- 読書の目的によって範囲を再考してもよいのではないか。本に親しむ、文学を読むことだけが読書のすべてではない。たとえば調べ物をするプロセスでの読書もあるように、読書はもっと広い活動である。映像でも、音声でも、何らかの情報を読み解く活動も含まれる可能性があるのでないか。
- メディアが多様化しているなかにあって、必ずしも本でなくてもよいと思う。知りたい情報を得るために本も含めたメディアを適切に使い、何かを知る喜びを感じることが大切である。
- いまはSNSもあればメールもある。そのなかで子どもたちは話し言葉も書き言葉も様々なレベルを使い分けられており、言葉が多層化している状況である。
- そのような言葉の環境のなかで、従来の読書活動が捉えてきた読書の対象は狭いと思う。いろいろな「読書」があり、それを学ぶ必要があると考える。

【知るための能力を育むための読書活動】

- 中高生にとって読書は、読み物を楽しむことだけではない。読み物を楽しむ読書は目的としての読書であるが、中高生にとっての読書は手段である。有効なメディアを選択して、自分の知りたいことを知るということが中高生にとっての読書である。
- 読書興味とともに、読解力から始まる読書能力をバランスよく育んでいくことが、中高生にとっての読書活動だと考える。
- 中学生の読書に関する課題は読解力である。インセンティブを設けて読書をするように促しても、読解力が上がるとは考えにくい。方法を考えないといけない。

【中高生の生活時間と読書・図書館利用】

- 中学生になると図書館に来なくなる。スマートフォンを持つようになり、結果として読書よりも多くの時間をスマートフォンに使うからかもしれない。
- 部活動の時間が短くなっている現状は図書館に呼び込むチャンスだと思っている。交流機会等、

工夫をしているところである。

②読書能力について

○読書習慣と言われるが、それを包含する読書能力に着目するべきなのではないか。読書能力とは、「必要なときに必要なものを読める」ということだ。つまり、生活する上で必要な「読書」ができることが望まれる。

註)たとえば法律に関わる仕事をしている人にとって必要な読む力と、教職において必要な読む力は異なる。家庭生活を送る上での読む力も異なる。生活する上で読む文書が異なることが前提となった考え方である。

③読書活動ないしは読書教育について

【読書の有用性への気づき】

○中高生が本を読むにあたっては、子どもたちが読書をどう思っているのかを把握するべきではないか。つまり、読書の意義に対する認識である。

○読書の意義は、子ども読書活動推進計画の下では楽しむことにあることが多いが、「役立つ」ということも重視するべきではないか。この読書が「役立つ」ということを実感できるきっかけを学校教育でつくる必要がある。

○本が「役立つ」という実感を得ることが大切である。そのような実感があれば、何かを調べるときにインターネットだけに頼らず、本も参照するようになるだろう。

【メディアを利用する経験の必要性】

○リーディングスキルテスト(RST)で測られる読解力と文学を読む読解力のあいだに、様々な読書能力が存在する。個々人において得手不得手があるが、大学に入るまでぐらいに体験して行い、自分の得手不得手を把握しておけるとよいと考える。

○その体験を中高生の読書活動で行うということになるが、その際には各人が情報を理解する上でどのメディアが適しているのかも考慮した方がよい。文章だけでなく、音声、映像、話し合い等、様々な様態があり得るので、各人が最も理解できる方法を把握できるようにした方がよい。

【必要な環境】

○知りたい情報を得るために本も含めたメディアを適切に使い、何かを知る喜びを感じるためには、学校図書館では様々なメディアで情報を得る準備をしておき、子どもが取捨選択できるようにしておくことが必要だと考える。

○インターネット上の情報は正確ではないと言われているが、子どもたちは見抜いているのではないか。インターネット上に不確かなサイトがあるのと同じく、本のなかにも不確かなものはない。

○現状を踏まえると、メディアと情報の両面で必要なものを過不足なくそろえた選択肢の多い環境を準備することが大切だと考える。情報の消費方法(メディアの選択)は多様であり、それらを価値づけることはできない。メディアにまとわされず、「本」を広げ、「読書」を広げることが大切だと考える。

【調べ学習の展開】

- 有効なメディアを選択できるようになるためには、子どもが考える余地を残しながらノウハウを例示することで、選択を促すことが必要である。そうすれば、子どももやり方が徐々に分ってくる。ただし、現在の学校において、そのような指導をする人が少ないという現実がある。
- 学校においては、授業があるため、既存の活動のなかに要素を加えることが必要になると思う。そのときに公立図書館がノウハウを伝える研修を行うことは有効だろう。
- また学校における調べ学習や自由研究も改善の余地がある。多くの場合アウトプットが評価されるが、子どもが調べるプロセスが重要である。何をどのように調べたのかを把握し、それが適切・有効であったのかをフィードバックすることで、子どもは自分のプロセスをふり返り、次第にうまくメディアを選択できるようになる。
- そのような経験があれば、何かを調べるときに手軽であるからという理由でインターネットだけを参照しない。また、本や図鑑等を適切に活用できるようにもなる。

【書き手になることの有効さ】

- 正しい情報を得ているのかという疑問もある。正しい情報を得られるようになる必要があるが、そのためには子どもが受け手ではなく書き手になることが最適な方法ではないか。
- 読書は文章を読むという基礎的な力を身につけるためには必要だと思う。ただ、日本語で自分の考えを表現することが重視されるようになってきているので、書き手になることが望ましい。
- 書く上では本やインターネットを利用する。情報手段として活用するためには、触れる経験を積むしかないと考える。

④中高生向けの取り組み等

【ティーンズ向け資料】

- ティーンズの選書方針はつくっている。それに沿って、ティーンズ資料の選書会を職員で行っている。最終的には担当係長と館長で決定する。

【中高生に向けた取り組み】

- 「図書館部！」という本好きな子ども（中学生～20歳を対象）が図書館で活動する取り組みを続けている。同世代のティーンズに向けて、同じ目線で図書館や本のことを発信してもらいたいと思って取り組んでいる。
- 「図書館部！」では、毎年度部員を募集しており、例年20名前後が参加する。活動内容は、図書館フェスタへの出展とそれに向けた検討を重ねるほか、活動をPRする冊子の作成や、子ども向けのおはなし会を行っている。
- 「図書館部！」では、活動は基本的に子どもが相談し、自主的に決めている。子どもたちがリレー小説を書くこともあるが、職員があまり手を入れない方がよいことが多い（内容のチェックは行っている）。

【まちライブラリーと子どもの居場所】²⁹

- 中高生に限らず、図書館に来ることには限界があるのではないか。居場所を提供する人や団体が施設に縛られず、住民が日常的に訪れる場所に出かけていかないといけない。
- まちライブラリーのなかには中高生向けのものが徐々に増えてきている。自習に使われるようだが、図書館のように禁止事項はない。禁止事項は、利用者の制限につながる。そうではなく、利用してくれている人を大事にする姿勢で臨んでいる。
- 特に中高生の居場所を考える上では、中高生の立場になって考える必要がある。中高生に来てもらうという狙いは大人の思いである。中高生のニーズと齟齬がないかチェックをしなければいけない。ただ、多くの場合大人の思いと中高生のニーズはズレているので、思いは響かない。
- 自分が中高生だったころを想起して取り組む必要があると思う。中高生は思春期であり、大人に対する反感も持つ時期である。同世代の友だちがすすめる本を読むことが多いと聞くが、それは対等の目線ですすめてもらえるからだと思う。大人からの推薦は「上から目線」に感じがちで敬遠される。
- 中高生自らが、一角を使って自分たちで一から創りあげるような姿勢で、子どもの居場所づくりに臨むべきだと思う。
- まちライブラリーもコミュニケーションが発生しているのは、スタッフと利用者が主である。まちライブラリーを訪れたときと帰るときの挨拶に始まり、コミュニケーションが生まれている。スタッフの個性が表現されているまちライブラリーの方がうまくいっているように思う。

²⁹ まちライブラリーとは、地域住民や施設利用者、飲食店等の店舗の顧客が自分の本を持ち寄って、本棚のある場所をつくる取り組み。本には、その本を提供した人の感想がかかけられた葉が挟まれており、読んだ人が感想を書き連ねていくことができるようになっており、本をきっかけとしたつながりを生む仕組みになっている。

3 ワークショップの概要

目的

本計画において重視する中高生の読書活動に関して、今後の取り組みを検討するため、同世代の子どもたちを対象として有効な取り組みを考えるワークショップを行った。

概要

①中学生段階ワークショップ

- 対象:区立中学校・義務教育学校図書委員
- 内容:中学生がもっと本を読むようになるために学校図書館ができる考えること。

②高校生ワークショップ

- 対象:区内高等学校図書委員
 - 内容:高校生がもっと本を読むようになるために図書館等ができる考えること。
- ※高校生ワークショップでは、図書館以外での取り組み(インターネット上の取り組み等)も検討した。

③大学生ワークショップ

- 対象:区内大学図書館学生協働メンバー
 - 内容:中高生がもっと本を読むために地域の図書館ができる考えること。
- ※大学生ワークショップでは、区立図書館、学校図書館、大学図書館の区別なく検討した。

ワークショップ結果

①中学生が考える「学校図書館ができること」

【資料面での取り組み】

- マンガの原作になった本を置く。
- 教科書で紹介された本を読む。

【情報提供に関する取り組み】

- 人気の本をランキング形式で紹介する。
- 読書の何がおもしろいのかを紹介する。
- おすすめの本を工夫したポップで紹介する。

【環境面での取り組み】

- 書架の配置を工夫し、人気の本等を目に触れやすい場所に配置する。
- 学校図書館の入口近くにおもしろい本を置く。
- カーペットやソファを置き、くつろいで本を読めるような環境にする。

【その他】

- 教室の近くに学校図書館が出張してくる。
- 教室におもしろい本を置く。

中学生がもっと本を読むことをするために、何ができるか
お伝えください



中学生ワークショップにおける検討プロセス

②高校生が考える「図書館等ができること」

【資料面での取り組み】

- 短時間で読める本を置く。
- 本や映画、マンガなど、複数のメディアに展開している作品を増やす。
- 本のあらすじが分かるようにする。
- 表紙の絵や写真で興味を持たせる。

【読書のハードルを下げる取り組み】

- マンガを原作にした本をすすめる。
- 短めの本等、読みやすい本をすすめる。
- ページの少ない本を読むようにすすめる。
- 小説が原作のマンガの1巻だけ置き、そこから原作に誘導する。
- 映画を観てから原作を読むようにすすめる。
- ノベルゲーム（小説を読み進めることで楽しむゲーム）で文字を読むことに慣れる。

【読書に対する動機づけ】

- 勉強等に助けになる本をすすめる。ないしは助けになることを紹介する。
- 本を読むメリット（語彙力や話題等）があることを紹介する。
- スタンプラリーをして、本を読むとインセンティブ（クーポン券等）が得られるようにする。

【情報提供に関する取り組み（インターネットを活用した取り組み）】

- LINEグループ等のSNSで本をすすめる。
- スマホで小説につながるような仕掛けをつくる。
- YouTubeで声優が朗読するチャンネルをつくる。
- YouTuberが本を紹介する動画を公開する。
- イケメンがインスタグラムに読書をしている写真を公開する。
- イケメンが自分のオススメの本を紹介する。

【環境面での取り組み】

- 年齢にあわせた本の紹介を、図書館の目立つところで行う。
- カフェ等の店舗を図書館に併設して訪れやすくする。
- 勉強に適したスペースをつくって来館を促し、そのスペースで本の紹介をする。
- 図書館で読みやすい本のコーナーをつくる。

【その他】

- 本を読む＝暗いという偏見をなくす。
- 自分の好きなことを入力するとおすすめのジャンルが推薦される仕組みをつくり、本を見つけやすくする。
- VRで小説を体験できるようにする。

高校生がもっと本を読むようになるために〇〇ができること



高校生ワークショップにおける検討プロセス

③大学生が考える「地域の図書館ができること」

【資料面での取り組み】

- 将来の進路や職業のことが具体的に分かる本を置く。
- 授業に関連する本を置く。
- テストの対策に役立つ本のコーナーをつくる。
- Amazonのような評価やレビューを付ける。
- 図書館独自に本を紹介する帯をつくり、興味を持たせる。
- 独自の表紙をデザインし、表紙で選んでもらえるようにする。

【読書に対する動機づけ】

- 本を読んだ結果、どのような影響があったかグラフ等で可視化する。
- 本をよく読む人と話をしたり、いつしょに本を読んだりする。

【情報提供に関する取り組み(インターネットを活用した取り組み)】

- インスタ映えするように本を展示し、写真を公開する。
- SNSで感想を発信するとインセンティブがもらえるようにして、情報発信を活発にする。
- ポケモンGOのような、本に偶然出会う仕組みをアプリでつくる。
- 『耳をすませば』や『図書館戦争』のような、図書館が舞台となったアニメ、映画等で図書館のイメージを変えるPRをする。

【環境面での取り組み】

- 難易度や本の長さ別に本を配架する。
- 気軽に話しながら本を読めるような、静かでない図書館にする。
- 中高生向けに関心を惹くようなコーナーをつくる。
- 中高生向けに本を特化しすぎないようにする。

【その他】

- 本の感想を共有する場や仕組みを設ける。
- 読みたい本のチャートをつくり、本を探せるようにする。
- 音楽等が大音量でかかったナイトライブラリーを開催する。



大学生ワークショップにおける検討プロセス

第二 関連法令等

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動

の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 3 道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動

推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

- 衆議院文部科学委員会における附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
 - 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
 - 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
 - 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
 - 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
 - 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条一第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条一第十七条)
- 第四章 協議の場等(第十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十二条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障

- 害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るために取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

- 第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

- 第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

- 第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

- 第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十一条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書

環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

平成25年11月26日教育委員会決定(平成28年4月1日義務教育学校設立に伴い文言修正)

教育目標

品川区教育委員会は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていくよう、以下の教育目標を定める。

- 1 日本国憲法および教育基本法の精神とともに、人権尊重都市品川宣言(平成5年4月28日制定)の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。
- 2 子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせる。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- 3 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、子どもたちの体力や運動能力の向上を図るために、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。
- 4 家庭教育は、教育の原点であり、子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、家庭・学校・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなどして家庭教育への支援を実施する。
- 5 子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解・継承・発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

基本方針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 人権教育の推進

- (1)人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。
- (2)子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、人権教育を推進する。
- (3)いじめ根絶宣言(平成25年9月24日制定)の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権教育を推進する。
- (4)体罰根絶宣言(平成2年12月11日制定)の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。
- (5)全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の定着と向上

- (1)各学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。
- (2)多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎学力の定着・向上と、次代を担う人材が身に付けるべき能力の伸長を図る教育を、日常

- の授業はもとより、土曜日授業(平成24年4月実施)も活用して推進する。
- (3)市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動の充実を図る。
- (4)ICT環境を整備し、子どもたちに、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成し、情報モラルとネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。
- (5)教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していくよう、個々の教育ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9年間を見通した特別支援教育を推進する。
- (6)保幼小ジョイント期カリキュラム「しっかり学ぶしながらわっこ」(平成22年10月作成)に基づいた接続期における指導の充実を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進

- (1)子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や部活動・運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。
- (2)子どもたちに自分の体力や運動能力を客観的に把握するとともに、体を動かす喜びや楽しさを体得させ、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に取り組ませる。
- (3)実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校(前期課程)からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。
- (4)品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学派遣研修などを通じて、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 家庭・学校・地域の連携強化

- (1)教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣

を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

- (2)保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。
- (3)「まもるっち」「83運動」「子ども110番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。
- (4)ICT化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、「携帯電話しながらアクション」(平成21年7月作成)の趣旨に基づき、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、家庭・学校・地域における情報モラル教育を推進する。

5 伝統・文化の継承と読書環境の充実

- (1)子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。
- (2)図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応の研究などにより、時代に合った地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。
- (3)「品川区子ども読書活動推進計画」(平成17年3月作成)を着実に実行し、家庭・学校・地域社会と図書館が連携して、積極的に子どもが読書に親しむ機会を提供し、乳幼児期から青少年期までの読書の充実・支援を図る。
- (4)区立図書館は、学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、環境整備に努め、各学校の主体的な読書活動を支援する。

この目標は、平成26年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日義務教育学校設立に伴い文言修正)

第三 策定過程

1 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

制定 令和元年5月30日 教育長決定

(設置)

第1 「品川区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画期間が令和2年3月に終了することから、推進計画を新たに策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

- (1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 推進計画の実効性の確保に関すること。
- (3) パブリックコメントに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(召集等)

第4 策定委員は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の策定までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、品川区教育委員会事務局品川図書館(以下「品川図書館」という。)に置き、品川区教育委員会教育総合支援センターと連携して事務を執り行う。

2 事務局には、事務局長を置き、品川図書館長をもって充てる。

3 策定会議の庶務は、品川図書館が処理するものとする。

(意見聴取)

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(公開の原則)

第9 策定委員会の会議および議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と定めた場合には、非公開とすることができる。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

別表(第3関係)

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

職	所 属	氏 名
委 員 長	品川区教育委員会事務局教育次長	本城 善之
副委員長	立正大学図書館品川学術情報課長	島田 貴司
委 員	東京都立大崎高等学校校長	豊岡 耕一郎
委 員	NPO法人ウーヴ理事長	平嶋 悅子
委 員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
委 員	品川区子ども未来部保育課長	佐藤 憲宜
委 員	品川区子ども未来部子ども育成課長	廣田 富美恵
委 員	品川区保健所品川保健センター所長	仁平 悟
委 員	品川区立戸越台中学校校長	蜂屋 隆子
委 員	品川区立源氏前小学校校長	守田 由紀子
委 員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
事務局長	品川区教育委員会事務局品川図書館長	横山 莉美子

事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館事業担当 品川区教育委員会事務局教育総合支援センター指導主事
-----	---

付 則

この要領は、令和元年6月1日から適用し、令和2年3月31日にその効力を失う。

2 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 開催経過

開催月日	内 容
令和元年6月17日(月)	① 計画策定のポイント ② 計画策定スケジュール ③ 品川区立図書館の実績報告 ④ 国、都、23区等の子ども読書活動推進計画の状況等の報告 ⑤ アンケート調査の検討
令和元年7月22日(月)	① 事業報告 指定管理者による報告・提案 学校図書館委託事業者による事業成果 障害者サービス ② 先進事例の紹介 ③ 今後の計画の構成について
令和元年8月19日(月)	① アンケート中間報告 ② ワークショップの報告 ③ 有識者ヒヤリングの中間報告 ④ 計画(案)について
令和元年9月18日(水)	① 施設へのヒヤリング報告 ② 計画(案)について
令和2年2月18日(火)	① パブリックコメントの結果報告 ② 計画について

3 パブリックコメント結果

パブリックコメントの実施

- ① 意見募集期間 令和2年1月21日(火)～令和2年2月4日(火)
- ② 閲 覧 場 所 区ホームページ・図書館・地域センター・文化センター・区政資料コーナー

パブリックコメントの提出結果

提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
窓口持参	0	0
区のホームページ	18	32
FAX	0	0
郵送	2	3
合計	20	35

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。



**品川区子ども読書活動推進計画
(令和2年度～6年度)**

令和2年3月

品川区教育委員会事務局品川図書館